

# 労働条件等実態調査報告書

(令和3年7月31日現在)

福島市商工観光部



## 目 次

調査の説明	1
調査結果	
I 事業所の状況	
1 事業所構成	2
2 労働者構成	3
3 常用労働者の職種構成	4
4 パートタイマーの状況	5
5 労働組合組織状況	6
II 労働時間	
1 所定労働時間	7
2 所定外労働時間	8
III 休暇制度	
1 年次有給休暇	9
2 その他の休暇制度の導入状況	10
3 その他の休暇制度の有給の割合	11
IV 休業制度等	
1 育児休業制度	12
2 育児短時間勤務制度等	15
3 子の看護休暇制度	18
4 介護休業制度	19
V 定年制	
1 定年制	21
VI 退職金制度	
1 常用労働者の退職金制度	24
2 非正規職員の退職金制度	27
VII 賃金制度	
1 7月分賃金	28
VIII 男女共同参画	
1 女性の昇進・参画	31
2 育児等による退職者の再雇用制度	33
3 職場環境	34
IX 心の健康（メンタルヘルス）対策	
1 取組み状況と休業・退職の状況	35
2 実施している対策	36
3 取組んでいない理由	37
別添資料 令和3年度 福島市労働条件等実態調査票	38



# 調査の説明

## 1. 調査の目的

本調査は、市内民間企業の労働条件のうち、労働者に対する労働条件の実態と今後の動向を調査し、労働行政の基礎資料とするものである。

## 2. 調査の対象

市内に所在する民間企業のうち、事業所全体で常用労働者を 20 人以上雇用している事業所を対象として調査を行った。

また、日本産業分類のうち、次の産業に分類される事業所はこの調査から除外した。

①農林水産業

②鉱業

③卸・小売業のうち、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ

## 3. 調査時点

令和3年7月31日

## 4. 調査実施時期

令和3年10月1日 から 令和4年1月31日 まで

## 5. 調査票

別添資料のとおり

## 6. 調査票の送付および回収

調査票は産業雇用政策課より対象事業所に発送し、記入後返送を求め回収した。(自計式通信調査)

## 7. 集計の方法

①集計は外部委託により行った。

②構成比、実施率等の比率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めた。

よって、合計及び総計で合わない場合がある。

③平均値などの整数表記についても、表示桁数以下を四捨五入して表記しているため、合計及び総計で合わない場合がある。

## 8. 調査票回収率

調査票配布事業所 699事業所

有効回答数 360事業所 (内、常用労働者20人以上：288事業所)

有効回答率 51.5% (内、常用労働者20人以上：41.2%)

# 調査結果

## I. 事業所の状況

### 1. 事業所構成

労働者規模別で最も多いのが20～49人の55.9%

産業別で最も多いのが製造業で22.6%

回答のあった事業所288社を労働者規模別で見ると、20～49人規模が55.9%で最も多く、以下、50～99人規模が22.6%、100人以上が21.5%となっている。

また、産業別で見ると、製造業が22.6%と最も多く、次いで、医療・福祉の15.3%、以下、卸・小売業の14.6%、建設業の12.8%、サービス業の11.8%と続き、最も少ないのは電気・ガス・水道業で1.7%である。

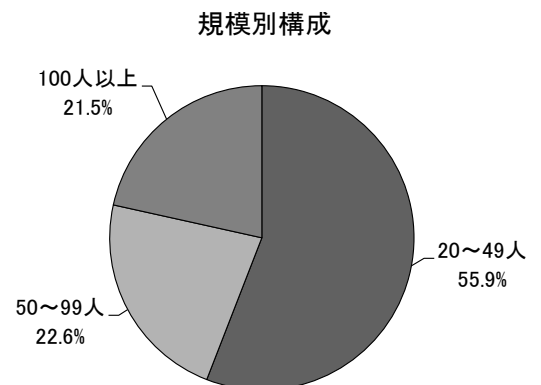
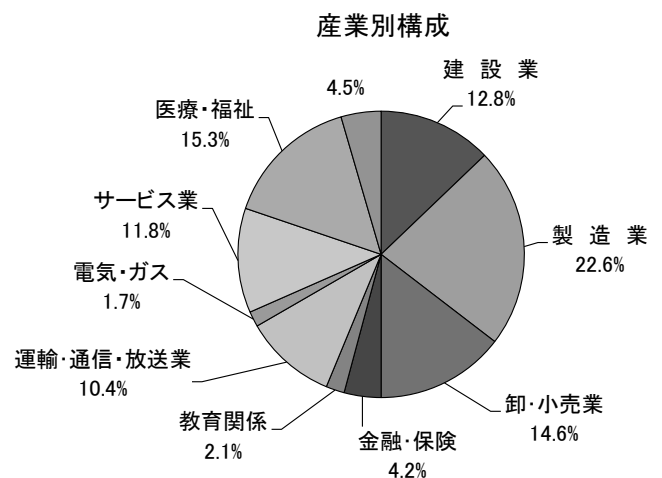
※産業別の考察においては、特段のことわりがない限り「その他」の産業区分は考察の対象として抽出しません。

表1 事業所構成 上段：事業所数、下段：%

区分	事業所数	20～49人	50～99人	100人以上
調査計	288	161	65	62
	100.0	55.9	22.6	21.5
建設業	37	27	9	1
	12.8	73.0	24.3	2.7
製造業	65	33	11	21
	22.6	50.8	16.9	32.3
卸・小売業	42	26	12	4
	14.6	61.9	28.6	9.5
金融・保険	12	7	1	4
	4.2	58.3	8.3	33.3
教育関係	6	2	4	-
	2.1	33.3	66.7	-
運輸・通信・放送業	30	18	6	6
	10.4	60.0	20.0	20.0
電気・ガス・水道業	5	1	2	2
	1.7	20.0	40.0	40.0
サービス業	34	24	5	5
	11.8	70.6	14.7	14.7
医療・福祉	44	16	11	17
	15.3	36.4	25.0	38.6
その他	13	7	4	2
	4.5	53.8	30.8	15.4
令和2年調査計	298	174	62	62
	100.0	58.4	20.8	20.8
令和元年調査計	293	167	59	67
	100.0	57.0	20.1	22.9

※事業所の労働者規模別区分は、常用労働者による区分である。

※これ以降の集計結果も同様に常用労働者数による規模別区分とする。

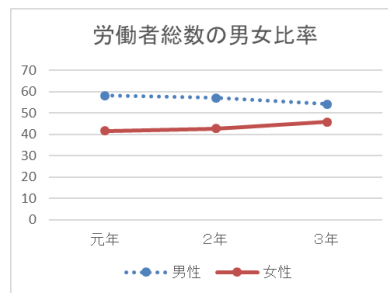


## 2. 労働者構成

### 1) 雇用形態

労働者総数の男女比率はそれぞれ男性 54.2%と女性 45.8%

労働者の男女比率は、全体でそれぞれ男性 54.2%と女性 45.8%となっている。前々回からの推移をみると、女性の比率は年々上昇しており、女性の社会進出が進んでいることがうかがえる。雇用形態別にみると、「常用労働者」は男性が女性を上回り、「パートタイマー」は女性の割合が高くなっている。



### 2) 正規職員の状況

労働者全体における正規の比率は 68.7%

労働者全体における正規の比率は、68.7%となっている。男女別にみると正規男性が 81.3%、正規女性が 53.8%と男女で差がある状況となっている。

前々回からの推移をみても、正規率は男女で差がある状況が続いており、女性の正規雇用の促進が課題となっている。

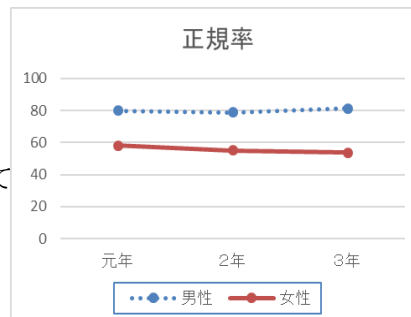


表2 労働者の雇用形態と男女比率

下段：% 斜体数値は総数に対する比率

区分	総数			常用労働者									臨時労働者			パートタイマー			派遣労働者及び業務請負会社の社員		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
調査計	30,660	16,610	14,050	24,605	15,090	9,515	21,056	13,500	7,556	3,549	1,590	1,959	328	162	166	4,326	944	3,382	1,401	414	987
	100.0	54.2	45.8	100.0	61.3	38.7	100.0	64.1	35.9	100.0	44.8	55.2	100.0	49.4	50.6	100.0	21.8	78.2	100.0	29.6	70.4
	100.0	100.0	100.0	80.3	90.8	67.7	68.7	81.3	53.8	11.6	9.6	13.9	1.1	1.0	1.2	14.1	5.7	24.1	4.6	2.5	7.0
建設業	1,686	1,394	292	1,550	1,328	222	1,476	1,277	199	74	51	23	59	46	13	47	5	42	30	15	15
	100.0	82.7	17.3	100.0	85.7	14.3	100.0	86.5	13.5	100.0	68.9	31.1	100.0	78.0	22.0	100.0	10.6	89.4	100.0	50.0	50.0
製造業	9,320	6,224	3,096	8,185	5,884	2,301	7,126	5,326	1,800	1,059	558	501	68	33	35	475	75	400	592	232	360
	100.0	66.8	33.2	100.0	71.9	28.1	100.0	74.7	25.3	100.0	52.7	47.3	100.0	48.5	51.5	100.0	15.8	84.2	100.0	39.2	60.8
卸・小売業	4,350	2,338	2,012	2,595	1,835	760	2,300	1,693	607	295	142	153	1	1	-	1,678	461	1,217	76	41	35
	100.0	53.7	46.3	100.0	70.7	29.3	100.0	73.6	26.4	100.0	48.1	51.9	100.0	100.0	-	100.0	27.5	72.5	100.0	53.9	46.1
金融・保険	1,178	683	495	1,094	668	426	928	575	353	166	93	73	-	-	-	66	13	53	18	2	16
	100.0	58.0	42.0	100.0	61.1	38.9	100.0	62.0	38.0	100.0	56.0	44.0	-	-	-	100.0	19.7	80.3	100.0	11.1	88.9
教育関係	458	146	312	367	133	234	326	123	203	41	10	31	-	-	-	85	12	73	6	1	5
	100.0	31.9	68.1	100.0	36.2	63.8	100.0	37.7	62.3	100.0	24.4	75.6	-	-	-	100.0	14.1	85.9	100.0	16.7	83.3
運輸・通信・放送業	2,012	1,612	400	1,807	1,498	309	1,625	1,364	261	182	134	48	20	19	1	97	42	55	88	53	35
	100.0	80.1	19.9	100.0	82.9	17.1	100.0	83.9	16.1	100.0	73.6	26.4	100.0	95.0	5.0	100.0	43.3	56.7	100.0	60.2	39.8
電気・ガス・水道業	511	401	110	476	400	76	454	384	70	22	16	6	-	-	-	20	1	19	15	-	15
	100.0	78.5	21.5	100.0	84.0	16.0	100.0	84.6	15.4	100.0	72.7	27.3	-	-	-	100.0	5.0	95.0	100.0	-	100.0
サービス業	2,915	1,319	1,596	1,992	1,153	839	1,367	898	469	625	255	370	105	25	80	627	112	515	191	29	162
	100.0	45.2	54.8	100.0	57.9	42.1	100.0	65.7	34.3	100.0	40.8	59.2	100.0	23.8	76.2	100.0	17.9	82.1	100.0	15.2	84.8
医療・福祉	7,118	1,931	5,187	5,640	1,699	3,941	4,938	1,490	3,448	702	209	493	32	9	23	1,084	182	902	362	41	321
	100.0	27.1	72.9	100.0	30.1	69.9	100.0	30.2	69.8	100.0	29.8	70.2	100.0	28.1	71.9	100.0	16.8	83.2	100.0	11.3	88.7
その他	1,112	562	550	899	492	407	516	370	146	383	122	261	43	29	14	147	41	106	23	-	23
	100.0	50.5	49.5	100.0	54.7	45.3	100.0	71.7	28.3	100.0	31.9	68.1	100.0	67.4	32.6	100.0	27.9	72.1	100.0	-	100.0
20～49人	6,845	4,043	2,802	5,124	3,544	1,580	4,569	3,239	1,330	555	305	250	100	36	64	1,324	381	943	297	82	215
	100.0	59.1	40.9	100.0	0.7	30.8	100.0	0.7	29.1	100.0	0.5	45.0	100.0	0.4	64.0	100.0	0.3	71.2	100.0	0.3	72.4
50～99人	5,819	3,276	2,543	4,642	2,942	1,700	3,969	2,641	1,328	673	301	372	113	71	42	941	222	719	123	41	82
	100.0	56.3	43.7	100.0	0.6	36.6	100.0	0.7	33.5	100.0	0.4	55.3	100.0	0.6	37.2	100.0	0.2	76.4	100.0	0.3	66.7
100人以上	17,996	9,291	8,705	14,839	8,604	6,235	12,518	7,620	4,898	2,321	984	1,337	115	55	60	2,061	341	1,720	981	291	690
	100.0	51.6	48.4	100.0	0.6	42.0	100.0	0.6	39.1	100.0	0.4	57.6	100.0	0.5	52.2	100.0	0.2	83.5	100.0	0.3	70.3
令和2年調査計	30,702	17,572	13,130	24,638	15,526	9,112	21,095	13,859	7,236	3,543	1,667	1,876	419	203	216	4,824	1,467	3,357	787	345	442
	100.0	57.2	42.8	100.0	63.0	37.0	100.0	65.7	34.3	100.0	47.1	52.9	100.0	48.4	51.6	100.0	30.4	69.6	100.0	43.8	56.2
	100.0	100.0	100.0	80.2	88.4	69.4	68.7	78.9	55.1	11.5	9.5	14.3	1.4	1.2	1.6	15.7	8.3	25.6	2.6	2.0	3.4
令和元年調査計	32,896	19,181	13,715	27,025	17,233	9,792	23,270	15,316	7,954	3,755	1,917	1,838	297	159	138	4,314	1,196	3,118	1,260	593	667
	100.0	58.3	41.7	100.0	63.8	36.2	100.0	65.8	34.2	100.0	51.1	48.9	100.0	53.5	46.5	100.0	27.7	72.3	100.0	47.1	52.9
	100.0	100.0	100.0	82.2	89.8	71.4	70.7	79.8	58.0	11.4	10.0	13.4	0.9	0.8	1.0	13.1	6.2	22.7	3.8	3.1	4.9

### 3. 常用労働者の職種構成

最も多いのが「専門・技術」、次いで「技能・労務」

常用労働者の職種別構成は、最も多いのが「専門・技術」となっている。

男女別にみても、「事務」と「専門・技術」で男女間の差が少なく、「技能・労務」では男性73.1%、女性26.9%で最も男女間の差が生じており、職種によって男女の構成に差が生じていることがわかる。

表3 常用労働者の職種別内訳

区分	総数			事務		販売・サービス		専門・技術		技能・労務		その他	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	24,599	14,977	9,622	2,829	2,545	2,436	1,129	4,160	3,621	5,170	1,907	382	420
	100.0	60.9	39.1	52.6	47.4	68.3	31.7	53.5	46.5	73.1	26.9	47.6	52.4
建設業	1,489	1,266	223	106	146	104	16	454	16	589	42	13	3
	100.0	85.0	15.0	42.1	57.9	86.7	13.3	96.6	3.4	93.3	6.7	81.3	18.8
製造業	8,222	5,901	2,321	935	462	293	56	1,535	403	3,037	1,283	101	117
	100.0	71.8	28.2	66.9	33.1	84.0	16.0	79.2	20.8	70.3	29.7	46.3	53.7
卸・小売業	2,593	1,834	759	280	352	1,267	381	100	10	163	13	24	3
	100.0	70.7	29.3	44.3	55.7	76.9	23.1	90.9	9.1	92.6	7.4	88.9	11.1
金融・保険	1,106	670	436	595	402	66	33	-	-	4	1	5	-
	100.0	60.6	39.4	59.7	40.3	66.7	33.3	-	-	80.0	20.0	100.0	-
教育関係	400	133	267	22	51	63	94	41	122	6	-	1	-
	100.0	33.3	66.8	30.1	69.9	40.1	59.9	25.2	74.8	100.0	-	100.0	-
運輸・通信・放送業	1,710	1,416	294	111	115	112	29	349	74	772	33	72	43
	100.0	82.8	17.2	49.1	50.9	79.4	20.6	82.5	17.5	95.9	4.1	62.6	37.4
電気・ガス・水道業	476	400	76	126	60	28	10	228	6	15	-	3	-
	100.0	84.0	16.0	67.7	32.3	73.7	26.3	97.4	2.6	100.0	-	100.0	-
サービス業	2,033	1,164	869	144	195	336	224	378	263	255	124	51	63
	100.0	57.3	42.7	42.5	57.5	60.0	40.0	59.0	41.0	67.3	32.7	44.7	55.3
医療・福祉	5,671	1,701	3,970	288	495	115	257	1,050	2,711	168	350	80	157
	100.0	30.0	70.0	36.8	63.2	30.9	69.1	27.9	72.1	32.4	67.6	33.8	66.2
その他	899	492	407	222	267	52	29	25	16	161	61	32	34
	100.0	54.7	45.3	45.4	54.6	64.2	35.8	61.0	39.0	72.5	27.5	48.5	51.5
20～49人	5,190	3,515	1,675	360	595	896	337	705	343	1,417	266	137	134
	100.0	67.7	32.3	37.7	62.3	72.7	27.3	67.3	32.7	84.2	15.8	50.6	49.4
50～99人	4,683	2,948	1,735	494	520	593	345	596	515	1,182	247	83	108
	100.0	63.0	37.0	48.7	51.3	63.2	36.8	53.6	46.4	82.7	17.3	43.5	56.5
100人以上	14,726	8,514	6,212	1,975	1,430	947	447	2,859	2,763	2,571	1,394	162	178
	100.0	57.8	42.2	58.0	42.0	67.9	32.1	50.9	49.1	64.8	35.2	47.6	52.4
令和2年調査計	25,085	15,647	9,438	2,900	2,161	2,067	955	4,063	3,421	5,807	2,561	810	340
	100.0	62.4	37.6	57.3	42.7	68.4	31.6	54.3	45.7	69.4	30.6	70.4	29.6
令和元年調査計	27,272	17,324	9,948	3,023	2,426	2,184	1,064	5,277	4,258	6,076	1,828	764	372
	100.0	63.5	36.5	55.5	44.5	67.2	32.8	55.3	44.7	76.9	23.1	67.3	32.7

※「労働者構成」と「常用労働者の職種構成」は設問が別になっており、いずれか一方の設問にしか回答しない場合があるため、表2と合計が一致しない場合があります。



4. パートタイマーの状況

パートタイマーを利用している事業所の割合は 65.3%

内、正規と同じ仕事をしているのが 41.5%、正規への転換制度があるのは 62.8%

パートタイマーを利用している事業所の割合は 65.3%であり、その内、正規職員と同じ仕事をしている割合は 41.5%となっている。また、正規への転換制度等があるのは 62.8%となっており、前回より上昇している。「パートタイム・有期雇用労働法」によりパートから正社員への転換を推進する措置が義務づけられ、令和3年4月1日からは中小企業にも適用されていることから、制度の周知・啓発が必要である。

産業別では、パートタイマーを利用している事業所の割合が高いのは、医療・福祉で100%、次いで、教育関係の83.3%、電気・ガス・水道業の80.0%である。また、労働者規模別にみると、規模が大きくなるほどパートタイマーの利用率が高まる傾向にある。

表4 パートタイマーの状況

下段：%

区分	事業所総数	パートタイマー利用事業所数	正規職員と同じ仕事をしているパートタイマー			正規への転換制度等			
			いる	いない	無回答	ある	ない	検討中	無回答
調査計	288	188	78	110	-	118	69	18	1
		65.3	41.5	58.5	-	62.8	36.7	26.7	0.5
建設業	37	15	4	11	-	7	7	2	1
		40.5	26.7	73.3	-	46.7	46.7	28.6	6.7
製造業	65	35	15	20	-	20	15	2	-
		53.8	42.9	57.1	-	57.1	42.9	13.3	-
卸・小売業	42	32	15	17	-	23	9	3	-
		76.2	46.9	53.1	-	71.9	28.1	33.3	-
金融・保険	12	7	2	5	-	6	1	1	-
		58.3	28.6	71.4	-	85.7	14.3	100.0	-
教育関係	6	5	1	4	-	5	-	-	-
		83.3	20.0	80.0	-	100.0	-	-	-
運輸・通信・放送業	30	16	5	11	-	11	5	-	-
		53.3	31.3	68.8	-	68.8	31.3	-	-
電気・ガス・水道業	5	4	1	3	-	-	4	-	-
		80.0	25.0	75.0	-	-	100.0	-	-
サービス業	34	23	12	11	-	11	12	4	-
		67.6	52.2	47.8	-	47.8	52.2	33.3	-
医療・福祉	44	44	21	23	-	32	12	6	-
		100.0	47.7	52.3	-	72.7	27.3	50.0	-
その他	13	7	2	5	-	3	4	-	-
		53.8	28.6	71.4	-	42.9	57.1	-	-
20～49人	161	89	38	51	-	54	34	13	1
		55.3	42.7	57.3	-	60.7	38.2	38.2	1.1
50～99人	65	49	21	28	-	32	17	1	-
		75.4	42.9	57.1	-	65.3	34.7	5.9	-
100人以上	62	50	19	31	-	32	18	4	-
		80.6	38.0	62.0	-	64.0	36.0	22.2	-
令和2年調査計	298	184	74	108	2	105	79	27	-
		61.7	40.2	58.7	1.1	57.1	42.9	14.7	-
令和元年調査計	293	185	73	107	5	111	70	24	4
		63.1	39.5	57.8	2.7	60.0	37.8	34.3	2.2

※検討中の斜体文字：パート利用事業所数の内、転換制度がない事業所数の内数となります。

【正規職員への転換制度の主な代表例】

- ・本人の希望により検討（勤務年数が3年または5年以上と定めている場合や年齢制限がある）。
- ・勤務態度と能力により採用試験（職員登用試験等）を受けてもらう。
- ・ステップアップ制度等の採用。
- ・長時間労働などの正規同様の勤務時間（勤務体制）が可能な場合。
- ・勤務評価制度により採点して、優秀な者を正規登用。
- ・資格取得や国家試験合格等により、正規への登用を検討。

5. 労働組合組織状況

組合の「ある」割合が27.4%、「ない」割合は72.2%

労働組合の「ある」事業所の割合は27.4%、「ない」割合は72.2%という結果になっている。

これを労働者規模別にみると、労働者規模が大きくなるほど労働組合の「ある」割合が高くなり、100人以上の事業所における組合のある割合は45.2%である。

また、産業別では、組合の「ある」割合の高いのが金融・保険の66.7%であり、反対に組合の「ない」割合が高いのは医療・福祉の93.2%、建設業の89.2%、教育関係の83.3%となっている。

表5 労働組合組織状況

下段：%

区分	事業所 総数	労働組合 有	労働組合 無	無回答
調査計	288	79 27.4	208 72.2	1 0.3
建設業	37	4 10.8	33 89.2	-
製造業	65	19 29.2	45 69.2	1 1.5
卸・小売業	42	15 35.7	27 64.3	-
金融・保険	12	8 66.7	4 33.3	-
教育関係	6	1 16.7	5 83.3	-
運輸・通信 ・放送業	30	14 46.7	16 53.3	-
電気・ガス ・水道業	5	3 60.0	2 40.0	-
サービス業	34	10 29.4	24 70.6	-
医療・福祉	44	3 6.8	41 93.2	-
その他	13	2 15.4	11 84.6	-
20～49人	161	29 18.0	132 82.0	-
50～99人	65	22 33.8	43 66.2	-
100人以上	62	28 45.2	33 53.2	1 1.6
令和2年 調査計	298	79 26.5	219 73.5	-
令和元年 調査計	293	79 27.0	212 72.4	2 0.7

## II. 労働時間

### 1. 所定労働時間

1日の労働時間は1事業所平均7時間45分

年間休日総数は1事業所平均133.5日

1日の所定労働時間は1事業所平均で「7時間45分」となっている。労働者規模による労働時間の差はあまりみられないが、産業別でみると、最も短いのは電気・ガス・水道業の「7時間34分」、最も長いのは医療・福祉の「7時間51分」で、両者の差は17分となっている。

年間休日総数は、1事業所平均で133.5日であり、これを労働者規模別でみると、最も少ない50～99人の127.8日と最も多い20～49人の137.5日との差は9.7日である。一方、産業別では、最も少ない教育関係の112.8日と最も多いサービス業の151.2日の差は38.4日となっている。

表6 所定労働時間

区 分	1日の労働時間		年間休日総数
調査計平均	7 時間	45 分	133.5 日
建設業	7 時間	40 分	141.9 日
製造業	7 時間	49 分	135.7 日
卸・小売業	7 時間	47 分	123.1 日
金融・保険	7 時間	35 分	143.9 日
教育関係	7 時間	48 分	112.8 日
運輸・通信 ・放送業	7 時間	39 分	117.7 日
電気・ガス ・水道業	7 時間	34 分	113.2 日
サービス業	7 時間	44 分	151.2 日
医療・福祉	7 時間	51 分	133.9 日
その他	7 時間	46 分	130.0 日
20～49人	7 時間	45 分	137.5 日
50～99人	7 時間	47 分	127.8 日
100人以上	7 時間	45 分	128.6 日
令和2年 調査計	7 時間	45 分	116.3 日
令和元年 調査計	7 時間	46 分	115.9 日

## 2. 所定外労働時間

### 1 事業所平均で 108 時間 24 分（年平均）

令和2年8月から令和3年7月までの年平均所定外労働時間は、1事業所平均で「108時間24分」であり、男性平均が「129時間11分」女性平均が「71時間28分」で、この男女差は「57時間43分」となっている。前々回からの推移をみると、所定外労働時間は徐々に減少してきていることがわかる。

これを労働者規模別にみると、最も短いのが50～99人の「104時間6分」、最も長いのが20～49人の「110時間44分」で、両者の差は「6時間38分」である。また、産業別では、最も短いのが医療・福祉の「38時間12分」、最も長いのは運輸・通信・放送業の「231時間20分」で、両者の差は「193時間8分」となっている。

表7 所定外労働時間（令和2年8月から令和3年7月まで期間における年平均時間）

区 分	全体平均	男性平均	女性平均
調査計平均	108 時間 24 分	129 時間 11 分	71 時間 28 分
建設業	150 時間 33 分	174 時間 24 分	48 時間 8 分
製造業	117 時間 25 分	140 時間 35 分	86 時間 16 分
卸・小売業	103 時間 19 分	107 時間 50 分	61 時間 57 分
金融・保険	46 時間 12 分	53 時間 36 分	35 時間 24 分
教育関係	40 時間 30 分	40 時間 40 分	63 時間 0 分
運輸・通信 ・放送業	231 時間 20 分	250 時間 26 分	119 時間 11 分
電気・ガス ・水道業	164 時間 24 分	75 時間 0 分	53 時間 20 分
サービス業	93 時間 11 分	160 時間 4 分	117 時間 34 分
医療・福祉	38 時間 12 分	46 時間 46 分	38 時間 25 分
その他	59 時間 55 分	88 時間 0 分	32 時間 37 分
20～49人	110 時間 44 分	138 時間 7 分	69 時間 41 分
50～99人	104 時間 6 分	119 時間 46 分	79 時間 20 分
100人以上	106 時間 59 分	114 時間 15 分	66 時間 31 分
令和2年 調査計	112 時間 36 分	128 時間 12 分	74 時間 12 分
令和元年 調査計	123 時間 12 分	135 時間 24 分	74 時間 24 分

※全体平均のみの回答があるため、単純に男性と女性の合計平均でない場合があります。

### Ⅲ. 休暇制度

#### 1. 年次有給休暇

年次有給休暇の状況	
付与日数	18.1日
取得日数	9.3日
取得率	51.4%

年次有給休暇の付与日数の平均は18.1日であり、繰越日数は14.4日、取得日数は9.3日で、取得率は51.4%となっている。

これを労働者規模別にみると100人以上の取得日数10.2日で取得率54.5%が最も高く、20～49人の8.9日で49.4%が最も低くなっている。また、産業別では、取得日数が最も多いのは電気・ガス・水道業の12.0日で、最も少ないのは卸・小売業と運輸・通信・放送業の7.4日であり、その差は取得日数で4.6日となっている。また、取得率が最も高いのは、電気・ガス・水道業の67.4%で、最も低いのは卸・小売業の40.7%であり、その差は取得率で26.7ポイントとなっている。

計画的付与制度については、「ある」とする事業所が175件で全体の62.5%となっている。これを労働者規模別でみると、50～99人では73.4%、次いで、100人以上の62.1%となっている。一方、産業別では、「ある」とする割合の最も高いのは卸・小売業の75.6%、次いで、建設業の72.2%となっている。

表8 年次有給休暇の取得状況及び計画的付与制度の有無

下段：%

区分	回答 事業所数	取得状況				計画的付与制度		
		付与日数:A	繰越日数	取得日数:B	取得率B/A	ある	ない	無回答
調査計	280	18.1	14.4	9.3	51.4%	175	113	-
						62.5	40.4	-
建設業	36	17.8	12.2	8.7	48.9%	26	11	-
						72.2	30.6	-
製造業	64	18.3	14.8	10.4	56.8%	39	26	-
						60.9	40.6	-
卸・小売業	41	18.2	16.3	7.4	40.7%	31	11	-
						75.6	26.8	-
金融・保険	11	20.4	16.8	11.3	55.4%	7	5	-
						63.6	45.5	-
教育関係	6	18.5	12.3	11.0	59.5%	4	2	-
						66.7	33.3	-
運輸・通信 ・放送業	29	17.7	12.3	7.4	41.8%	18	12	-
						62.1	41.4	-
電気・ガス ・水道業	5	17.8	18.4	12.0	67.4%	3	2	-
						60.0	40.0	-
サービス業	33	18.1	16.7	10.3	56.9%	22	12	-
						66.7	36.4	-
医療・福祉	42	17.6	14.1	9.5	54.0%	20	24	-
						47.6	57.1	-
その他	13	17.8	9.5	9.5	53.4%	5	8	-
						38.5	61.5	-
20～49人	158	18.0	14.8	8.9	49.4%	92	69	-
						58.2	43.7	-
50～99人	64	17.7	13.1	9.4	53.1%	47	18	-
						73.4	28.1	-
100人以上	58	18.7	14.8	10.2	54.5%	36	26	-
						62.1	44.8	-
令和2年 調査計	282	17.6	13.8	9.1	51.7%	162	135	1
						57.4	47.9	0.4
令和元年 調査計	277	17.1	12.8	8.1	47.4%	155	136	2
						56.0	49.1	0.7

2. その他の休暇制度の導入状況

**導入割合は、リフレッシュ休暇 22.2%、ボランティア休暇 10.4%、  
研修のための休暇 5.9%、配偶者出産休暇 43.4%**

1) リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇を導入している事業所の割合は 22.2%であり、休暇の平均日数は 5.5 日となっている。これを労働者規模別で見ると、100 人以上の導入割合は 35.5%、平均日数は 6.7 日でそれぞれ最も多くなっている。産業別にみると、導入割合は金融・保険の 83.3%が最も高く、また、平均日数は最も多いのが電気・ガス・水道業の 8.3 日、最も少ないのが運輸・通信・放送業の 4.0 日で、その差は 4.3 日となっている。

2) ボランティア休暇

ボランティア休暇を導入している事業所の割合は 10.4%であり、休暇の平均日数は 35.3 日となっている。これを労働者規模別で見ると、100 人以上の導入割合 21.0%と平均日数 73.9 日がともに最も多い。また、産業別で見ると、導入割合は金融・保険の 50.0%、平均日数は製造業の 110.4 日(回答のあった 7 事業所中、2 事業所が 1 年[365 日]と回答)がそれぞれ最も多くなっている。

3) 研修のための休暇

研修のための休暇を導入している事業所の割合は 5.9%であり、休暇の平均日数は 5.8 日となっている。これを労働者規模別で見ると、100 人以上の導入割合 9.7%と平均日数 10.5 日がともに最も多い。一方、産業別で見ると、導入割合は建設業の 13.5%、平均日数は製造業の 12.5 日がそれぞれ最も多くなっている。

4) 配偶者出産休暇

配偶者出産休暇を導入している事業所の割合は 43.4%であり、休暇の平均日数は 2.5 日となっている。これを労働者規模別で見ると、100 人以上の導入割合 71.0%と平均日数 2.8 日がともに最も多い。一方、産業別で見ると、導入割合は電気・ガス・水道業の 80.0%、平均日数は金融・保険の 4.0 日がそれぞれ最も多くなっている。

表9 その他の休暇制度の導入状況

斜体文字＝集計事業所数：日数回答があった事業所数 下段：%

区分	事業所 総数	リフレッシュ		ボランティア		研修		配偶者出産		その他	
		休暇 集計 事業所数	平均日数 集計 事業所数	休暇 集計 事業所数	平均日数 集計 事業所数	休暇 集計 事業所数	平均日数 集計 事業所数	休暇 集計 事業所数	平均日数 集計 事業所数	休暇 集計 事業所数	平均日数 集計 事業所数
調査計	288	64 22.2	5.5 67	30 10.4	35.3 27	17 5.9	5.8 12	125 43.4	2.5 120	116 40.3	8.9 106
建設業	37	5 13.5	5.8 5	5 13.5	5.0 5	5 13.5	3.0 5	16 43.2	2.5 16	16 43.2	5.0 15
製造業	65	12 18.5	6.4 11	7 10.8	110.4 7	2 3.1	12.5 2	37 56.9	2.5 36	28 43.1	5.4 27
卸・小売業	42	11 26.2	5.5 11	3 7.1	3.0 2	3 7.1	1.0 1	19 45.2	1.6 17	12 28.6	2.7 11
金融・保険	12	10 83.3	6.2 10	6 50.0	17.5 6	1 8.3	6.0 1	5 41.7	4.0 5	8 66.7	12.9 7
教育関係	6	-	-	-	-	-	-	3 50.0	3.0 3	2 33.3	7.5 2
運輸・通信 ・放送業	30	3 10.0	4.0 3	2 6.7	4.0 2	1 3.3	-	8 26.7	3.0 8	7 23.3	64.7 6
電気・ガス ・水道業	5	3 60.0	8.3 3	2 40.0	12.0 2	-	-	4 80.0	3.8 4	-	-
サービス業	34	9 26.5	4.3 8	3 8.8	4.0 2	2 5.9	7.0 1	10 29.4	2.8 9	12 35.3	5.6 10
医療・福祉	44	9 20.5	4.6 8	1 2.3	-	3 6.8	7.5 2	20 45.5	2.1 19	26 59.1	5.2 23
その他	13	2 15.4	3.0 2	1 7.7	5.0 1	-	-	3 23.1	2.7 3	5 38.5	4.0 5
20～49人	161	23 14.3	5.0 23	11 6.8	11.9 10	8 5.0	3.5 6	48 29.8	2.2 46	63 39.1	11.5 56
50～99人	65	19 29.2	4.9 18	6 9.2	3.7 6	3 4.6	3.0 2	33 50.8	2.5 32	23 35.4	4.1 22
100人以上	62	22 35.5	6.7 20	13 21.0	73.9 11	6 9.7	10.5 4	44 71.0	2.8 42	30 48.4	7.2 28
令和2年 調査計	298	59 19.8	5.7 58	29 9.7	38.3 25	9 3.0	11.3 7	-	-	133 44.6	6.1 123
令和元年 調査計	293	66 22.5	5.5 65	31 10.6	31.1 30	12 4.1	7.8 10	-	-	123 42.0	4.3 108

※各種休暇導入比率は、未回答（導入なし扱い）を含む事業所数に対する比率となっています。

3. その他の休暇制度の有給の割合

リフレッシュ休暇の有給割合	76.6%
ボランティア休暇の有給割合	70.0%
研修のための休暇の有給割合	64.7%
配偶者出産休暇の有給割合	68.0%

1) リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇制度における有給の割合は76.6%である。労働者規模別にみると、100人以上での有給の割合は86.4%と最も高くなっている。また、産業別にみると、運輸・通信・放送業、電気・ガス・水道業での割合が高いのに対して、建設業が最も低い。

2) ボランティア休暇

ボランティア休暇制度における有給の割合は70.0%である。労働者規模別にみると、50～99人での有給の割合は83.3%で最も高くなっている。

3) 研修のための休暇

研修のための休暇制度における有給の割合は64.7%である。労働者規模別にみると、50～99人での有給の割合が100%となっている。産業別では、製造業、卸・小売業、運輸・通信・放送業、サービス業が100.0%となっている。

4) 配偶者出産休暇

配偶者出産休暇制度における有給の割合は68.0%である。労働者規模別にみると、50～99人での有給の割合が75.8%で最も多くとなっている。産業別では、金融・保険の80.0%が最も多くとなっている。

表10 その他の休暇制度の有給の割合

下段：%

区分	リフレッシュ 休暇		ボランティ ア休暇		研修 休暇		配偶者出産 休暇		その他 休暇	
	有給	有給	有給	有給	有給	有給	有給	有給	有給	
調査計	64	49 76.6	30	21 70.0	17	11 64.7	125	85 68.0	116	87 75.0
建設業	5	3 60.0	5	4 80.0	5	2 40.0	16	11 68.8	16	12 75.0
製造業	12	10 83.3	7	3 42.9	2	2 100.0	37	23 62.2	28	24 85.7
卸・小売業	11	10 90.9	3	3 100.0	3	3 100.0	19	14 73.7	12	7 58.3
金融・保険	10	7 70.0	6	4 66.7	1	-	5	4 80.0	8	4 50.0
教育関係	-	-	-	-	-	-	3	2 66.7	2	2 100.0
運輸・通信 ・放送業	3	3 100.0	2	1 50.0	1	1 100.0	8	6 75.0	7	6 85.7
電気・ガス ・水道業	3	3 100.0	2	2 100.0	-	-	4	2 50.0	-	-
サービス業	9	6 66.7	3	3 100.0	2	2 100.0	10	7 70.0	12	9 75.0
医療・福祉	9	6 66.7	1	-	3	1 33.3	20	13 65.0	26	19 73.1
その他	2	1 50.0	1	1 100.0	-	-	3	3 100.0	5	4 80.0
20～49人	23	15 65.2	11	8 72.7	8	4 50.0	48	30 62.5	63	45 71.4
50～99人	19	15 78.9	6	5 83.3	3	3 100.0	33	25 75.8	23	16 69.6
100人以上	22	19 86.4	13	8 61.5	6	4 66.7	44	30 68.2	30	26 86.7
令和2年 調査計	59	48 81.4	29	21 72.4	9	5 55.6	-	-	133	99 74.4
令和元年 調査計	66	46 69.7	31	21 67.7	12	8 66.7	-	-	123	86 69.9

#### IV. 休業制度等

##### 1. 育児休業制度

###### 1) 規定内容

育児休業制度の期間は「子が満1歳に達するまで」の62.0%、賃金は「無給」93.3%が最も多い

育児休業制度の規定内容は、期間を「子が満1歳に達するまで」としている事業所の割合が62.0%で最も高く、次いで「子が満2歳に達するまで」の28.9%となっている。

賃金支給については、「無給」が93.3%と大部分を占めている。

労働者規模別でみると、100人以上での「無給」の割合は96.8%で最も高くなっている。

表11 育児休業制度の規定内容

下段：%

区分	育児休業制度を定めている事業所	期 間					賃 金			
		子が満1歳に達するまで	子が満2歳に達するまで	子が満3歳に達するまで	就学するまで	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	284	176 62.0	82 28.9	22 7.7	4 1.4	-	1 0.4	18 6.3	265 93.3	-
建設業	35	16 45.7	15 42.9	3 8.6	1 2.9	-	-	4 11.4	31 88.6	-
製造業	65	46 70.8	16 24.6	3 4.6	-	-	-	3 4.6	62 95.4	-
卸・小売業	42	23 54.8	14 33.3	5 11.9	-	-	-	2 4.8	40 95.2	-
金融・保険	12	5 41.7	2 16.7	5 41.7	-	-	-	4 33.3	8 66.7	-
教育関係	6	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-	-	-	1 16.7	5 83.3	-
運輸・通信・放送業	28	20 71.4	7 25.0	-	1 3.6	-	-	3 10.7	25 89.3	-
電気・ガス・水道業	5	2 40.0	1 20.0	2 40.0	-	-	-	-	5 100.0	-
サービス業	34	21 61.8	11 32.4	1 2.9	1 2.9	-	1 2.9	1 2.9	32 94.1	-
医療・福祉	44	30 68.2	12 27.3	1 2.3	1 2.3	-	-	-	44 100.0	-
その他	13	10 76.9	2 15.4	1 7.7	-	-	-	-	13 100.0	-
20~49人	157	98 62.4	45 28.7	11 7.0	3 1.9	-	1 0.6	11 7.0	145 92.4	-
50~99人	65	40 61.5	19 29.2	6 9.2	-	-	-	5 7.7	60 92.3	-
100人以上	62	38 61.3	18 29.0	5 8.1	1 1.6	-	-	2 3.2	60 96.8	-
令和2年調査計	294	126 42.9	77 26.2	63 21.4	27 9.2	1 0.3	3 1.0	20 6.8	271 92.2	-
令和元年調査計	291	137 47.1	72 24.7	57 19.6	24 8.2	1 0.3	4 1.4	23 7.9	264 90.7	-



2) 取得者の状況

育児休業取得者の割合は 女性 98.3%、男性 14.6%

育児休業取得日数の平均は女性 278 日、男性 40 日

出産者（配偶者が出産した男性を含む。）に占める育児休業取得者の割合は、女性が98.3%、男性が14.6%である。

令和2年5月29日に閣議決定された少子化社会対策大綱では、令和7年までに男性の育児休業取得率を30%とすることを目標としている。前々回からの推移をみると市内事業所の取得率は年々増加していることがわかる。

育児休業の平均取得日数は、女性が278日、男性が40日となっている。

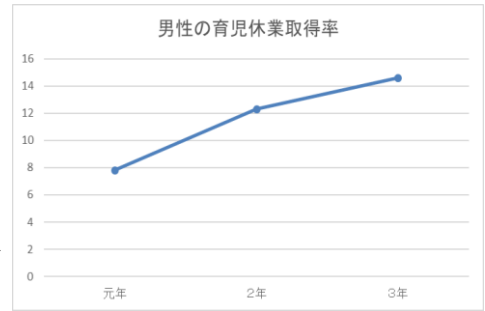


表12 育児休業取得者割合

下段：%

区分	育児休業取得者数			出産者に占める育児休業者の割合：A/C%	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合：B/D%	出産者数			育児休業平均取得日数	
	計	女性：A	男性：B			計	女性：C	男性（配偶者が出産）：D	女性	男性
調査計	348	298	50	98.3	14.6	645	303	342	278	40
建設業	9	2	7	33.3	30.4	29	6	23	320	22
製造業	88	66	22	100.0	13.0	235	66	169	254	45
卸・小売業	18	17	1	100.0	3.1	49	17	32	283	14
金融・保険	25	20	5	95.2	21.7	44	21	23	306	4
教育関係	13	11	2	100.0	50.0	15	11	4	286	5
運輸・通信・放送業	8	6	2	100.0	11.1	24	6	18	327	20
電気・ガス・水道業	-	-	-	-	-	6	-	6	-	-
サービス業	20	17	3	100.0	21.4	31	17	14	259	44
医療・福祉	156	149	7	100.0	15.6	194	149	45	282	77
その他	11	10	1	100.0	12.5	18	10	8	291	15
20～49人	49	38	11	88.4	20.4	97	43	54	286	15
50～99人	52	45	7	100.0	13.2	98	45	53	278	16
100人以上	247	215	32	100.0	13.6	450	215	235	272	61
令和2年調査計	291	256	35	95.9	12.3	551	267	284	263	19
令和元年調査計	356	330	26	97.1	7.8	672	340	332	259	35

※平均取得日数は、回答があった平均日数の合計を回答母数で割っています。

3) 取得日数内訳

育児休業取得日数内訳は女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が多数となっている

育児休業取得日数内訳は、女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が58.5%を占めており、次いで、12ヶ月～24ヶ月未満の17.1%となっている。

労働者規模別にみると、女性の3ヶ月未満の取得割合は、20～49人で最も高くなっている。

女性の場合、100人以上の9ヶ月～12ヶ月未満の63.5%が最も高く、男性の場合20～49人と50～99人の3ヶ月未満の100%が最も高くなっている。

表13 育児休業の取得日数内訳 下段：女性・男性それぞれの取得者総数に対する割合 %

区 分	3ヶ月未満		3～6ヶ月未満		6～9ヶ月未満		9～12ヶ月未満		12～24ヶ月未満		24ヶ月以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
調 査 計	11	47	20	1	38	2	168	-	49	-	1	-
	3.8	94.0	7.0	2.0	13.2	4.0	58.5	-	17.1	-	0.3	-
建 設 業	-	7	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
製 造 業	1	21	3	1	12	-	28	-	18	-	-	-
	1.6	95.5	4.8	4.5	19.4	-	45.2	-	29.0	-	-	-
卸・小売業	-	1	3	-	3	-	8	-	3	-	-	-
	-	100.0	17.6	-	17.6	-	47.1	-	17.6	-	-	-
金融・保険	-	5	-	-	5	-	14	-	-	-	1	-
	-	100.0	-	-	25.0	-	70.0	-	-	-	5.0	-
教育関係	2	2	-	-	1	-	1	-	7	-	-	-
	18.2	100.0	-	-	9.1	-	9.1	-	63.6	-	-	-
運輸・通信 ・放送業	-	2	-	-	1	-	2	-	3	-	-	-
	-	100.0	-	-	16.7	-	33.3	-	50.0	-	-	-
電気・ガス ・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	1	3	2	-	2	-	10	-	2	-	-	-
	5.9	100.0	11.8	-	11.8	-	58.8	-	11.8	-	-	-
医療・福祉	7	5	12	-	13	2	96	-	14	-	-	-
	4.9	71.4	8.5	-	9.2	28.6	67.6	-	9.9	-	-	-
その他	-	1	-	-	1	-	7	-	2	-	-	-
	-	100.0	-	-	10.0	-	70.0	-	20.0	-	-	-
20～49人	2	11	1	-	5	-	23	-	6	-	-	-
	5.4	100.0	2.7	-	13.5	-	62.2	-	16.2	-	-	-
50～99人	1.0	7.0	3.0	-	10.0	-	13.0	-	15.0	-	-	-
	2.4	100.0	7.1	-	23.8	-	31.0	-	35.7	-	-	-
100人以上	8	29	16	1	23	2	132	-	28	-	1	-
	3.8	90.6	7.7	3.1	11.1	6.3	63.5	-	13.5	-	0.5	-
令和2年 調査計	9	34	18	1	20	-	148	-	43	-	4	-
	3.7	97.1	7.4	2.9	8.3	-	61.2	-	17.8	-	1.7	-
令和元年 調査計	10	23	26	1	44	1.0	181	-	52	1	4	-
	3.2	88.5	8.2	3.8	13.9	3.8	57.1	-	16.4	3.8	1.3	-

2. 育児短時間勤務制度等

1) 規定状況

育児短時間勤務制度等の規定率は90.6%

育児短時間勤務制度等を「定めている」事業所は90.6%となっている。

「定めている」とする261事業所において、その制度内容としては「短時間勤務制度」が84.3%で最も多く、次いで、「所定外労働の免除」が62.5%となっている。

労働者規模別にみると、規定率は規模が大きくなるにつれて高くなり、100人以上の98.4%が最も高くなっている。一方、産業別の規定率は、金融・保険、教育関係、電気・ガス・水道業が100%で最も高くなっている。また、制度の内容としては、規模別、産業別いずれの場合も、最も多いのが「短時間勤務制度」で、次いで、「所定外労働の免除」、「始業終業時刻の繰上・繰下」の傾向となっている。

表14 育児短時間勤務制度等の規定状況

斜体文字：制度を定めている事業所数に対する割合(複数回答) 下段：%

区分	事業所総数	内容(複数回答)								育児短時間制度を定めていない	無回答
		育児短時間制度を定めている	短時間勤務	フレックスタイム	始業終業時刻の繰上繰下	所定外労働の免除	事業所内託児の使用	育児に要する経費援助措置	その他		
調査計	288	261 90.6	220 84.3	20 7.7	96 36.8	163 62.5	4 1.5	12 4.6	11 4.2	26 9.0	1 0.3
建設業	37	33 89.2	26 78.8	4 12.1	17 51.5	24 72.7	-	1 3.0	2 6.1	4 10.8	-
製造業	65	62 95.4	52 83.9	7 11.3	31 50.0	41 66.1	-	1 1.6	1 1.6	2 3.1	1 1.5
卸・小売業	42	38 90.5	33 86.8	2 5.3	12 31.6	26 68.4	-	1 2.6	1 2.6	4 9.5	-
金融・保険	12	12 100.0	11 91.7	1 8.3	5 41.7	9 75.0	-	2 16.7	2 16.7	-	-
教育関係	6	6 100.0	6 100.0	1 16.7	3 50.0	6 100.0	1 16.7	2 33.3	-	-	-
運輸・通信・放送業	30	23 76.7	17 73.9	-	4 17.4	8 34.8	-	-	-	7 23.3	-
電気・ガス・水道業	5	5 100.0	5 100.0	2 40.0	-	4 80.0	-	2 40.0	-	-	-
サービス業	34	28 82.4	19 67.9	2 7.1	7 25.0	12 42.9	-	-	1 3.6	6 17.6	-
医療・福祉	44	42 95.5	39 92.9	1 2.4	13 31.0	23 54.8	3 7.1	3 7.1	4 9.5	2 4.5	-
その他	13	12 92.3	12 100.0	-	4 33.3	10 83.3	-	-	-	1 7.7	-
20~49人	161	138 85.7	114 82.6	9 6.5	50 36.2	71 51.4	-	3 2.2	5 3.6	22 13.7	1 0.6
50~99人	65	62 95.4	53 85.5	3 4.8	21 33.9	48 77.4	1 1.6	3 4.8	5 8.1	3 4.6	-
100人以上	62	61 98.4	53 86.9	8 13.1	25 41.0	44 72.1	3 4.9	6 9.8	1 1.6	1 1.6	-
令和2年調査計	298	271 90.9	229 84.5	11 4.1	114 42.1	167 61.6	4 1.5	8 3.0	8 3.0	24 8.1	3 1.0
令和元年調査計	293	265 90.4	233 87.9	30 11.3	119 44.9	173 65.3	21 7.9	22 8.3	17 6.4	27 9.2	1 0.3

2) 規定状況 (対象)

育児短時間勤務制度等の対象で最も多いのは「3歳に達するまで」の66.7%

育児短時間勤務制度等を定めている261事業所において、制度等の対象は「3歳に達するまで」が66.7%を占めて最も多くなっている。

これを労働者規模別、産業別にみると、「3歳に達するまで」は50～99人規模と、医療・福祉の割合が高く、「就学するまで」は100人以上規模と建設業と金融・保険、教育関係の割合が高くなっていく。

表15 育児短時間勤務制度等の規定状況 (対象) 下段：%

区 分	事業所 総 数	育児短時 間制度を 定めてい る事業所	対 象			
			満3歳に達 するまで	就学する まで	その他	無回答
調 査 計	288	261	174	51	34	2
		90.6	66.7	19.5	13.0	0.8
建 設 業	37	33	18	11	3	1
		89.2	54.5	33.3	9.1	3.0
製 造 業	65	62	42	9	11	-
		95.4	67.7	14.5	17.7	-
卸・小売業	42	38	28	5	5	-
		90.5	73.7	13.2	13.2	-
金融・保険	12	12	3	4	5	-
		100.0	25.0	33.3	41.7	-
教育関係	6	6	4	2	-	-
		100.0	66.7	33.3	-	-
運輸・通信 ・放送業	30	23	16	5	1	1
		76.7	69.6	21.7	4.3	4.3
電気・ガス ・水道業	5	5	3	-	2	-
		100.0	60.0	-	40.0	-
サービス業	34	28	16	5	7	-
		82.4	57.1	17.9	25.0	-
医療・福祉	44	42	34	8	-	-
		95.5	81.0	19.0	-	-
その他	13	12	10	2	-	-
		92.3	83.3	16.7	-	-
20～49人	161	138	97	25	14	2
		85.7	70.3	18.1	10.1	1.4
50～99人	65	62	46	11	5	-
		95.4	74.2	17.7	8.1	-
100人以上	62	61	31	15	15	-
		98.4	50.8	24.6	24.6	-
令和2年 調査計	298	271	170	50	50	1
		90.9	62.7	18.5	18.5	0.4
令和元年 調査計	293	265	167	48	48	2
		90.4	63.0	18.1	18.1	0.8

※制度規定比率は、未回答を含む事業所総数に対する比率となっています。

※斜体文字の%比率は、制度を定めている事業所数に対する割合

3) 取得状況

取得割合が最も高いのは「事業所内託児の使用」の75.0%

取得者で最も多いのは「短時間勤務」の205人

育児短時間勤務制度等を定めている事業所における、規定制度内容別にみた取得割合は、「事業所内託児の使用」の75.0%、次いで、「育児に要する経費援助措置」の33.3%となっている。なお、これを取得者数で見ると最も多いのが「短時間勤務」で女性が201人、男性が4人、次いで「始業終業時刻の繰上繰下」の男女合わせて53人となっている。

表16 育児短時間勤務制度等取得者の状況

男性・女性：人数 平均短縮：時間（分） 下段：%

区分	育児短時間制度を定めている事業所	短時間勤務				フレックスタイム			始業終業時刻の繰上繰下			所定外労働の免除			事業所内託児の使用			育児に要する経費援助措置			その他		
		利用事業所	男性取得人数	女性取得人数	男性平均短縮時間	女性平均短縮時間	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性
調査計	261	67	4	201	96	5	16	11	21	1	52	17	1	31	3	1	22	4	2	13	-	-	-
		30.5				25.0			21.9		10.4			75.0			33.3						
建設業	33	3	-	6	73	-	-	-	3	-	3	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		11.5							17.6		8.3												
製造業	62	18	4	42	80	1	-	2	4	-	6	3	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		34.6				14.3			12.9		7.3												
卸・小売業	38	12	-	19	109	2	1	1	3	1	21	6	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		36.4				100.0			25.0		23.1												
金融・保険	12	2	-	5	105	1	15	7	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
		18.2				100.0			20.0		-							50.0					
教育関係	6	2	-	3	60	1	-	1	2	-	2	1	-	4	1	-	7	2	-	10	-	-	-
		33.3				100.0			66.7		16.7				100.0			100.0					
運輸・通信・放送業	23	2	-	8	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		11.8																					
電気・ガス・水道業	5	3	-	3	70	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		60.0									25.0												
サービス業	28	5	-	5	72	-	-	-	1	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		26.3							14.3		8.3												
医療・福祉	42	18	-	105	115	-	-	-	6	-	17	2	-	11	2	1	15	1	2	2	-	-	-
		46.2							46.2		8.7			66.7			33.3						
その他	12	2	-	5	105	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		16.7							25.0		10.0												
20~49人	138	19	4	28	91	2	16	7	9	1	27	6	1	5	-	-	-	1	-	1	-	-	-
		-																					
50~99人	62	18	-	26	93	2	-	3	5	-	8	5	-	11	1	-	7	2	-	10	-	-	-
		-																					
100人以上	61	30	-	147	101	1	-	1	7	-	17	6	-	15	2	1	15	1	2	2	-	-	-
		-																					
令和2年調査計	271	53	-	152	88	1	-	3	17	1	37	10	-	21	3	10	75	4	1	16	1	-	2
		23.1				9.1			14.9		6.0			75.0			50.0				12.5		
令和元年調査計	265	60	2	320	95	1	-	2	13	-	38	16	2	55	4	5	92	4	-	29	4	1	5
		25.8				3.3			10.9		9.2			19.0			18.2				23.5		

※利用事業所数比率は、表15における各制度の規定有り事業所数に対する比率となっています。  
 ※平均短縮時間は、取得者平均ではなく制度として定めている時間の平均を示しています。

### 3. 子の看護休暇制度

#### 1) 規定状況

子の看護休暇制度の規定率は89.9%

子の看護休暇制度を定めている事業所の割合は89.9%となっている。

これを労働者規模別で見ると、100人以上の場合の100.0%が最も高く、次いで、50～99人の92.3%となっている。

また、産業別では、金融・保険、教育関係、電気・ガス・水道業が100%で最も高い。

#### 2) 規定内容

子の看護休暇制度の期間は「5日間」(85.7%)、賃金は「無給」(73.0%)が最も多い

子の看護休暇制度を定めている259事業所における規定内容は、期間については「5日間」が85.7%、賃金については「無給」が73.0%でそれぞれ最も多くなっている。労働者規模別にみると、期間は「5日間」は100人以上、「6日間以上」が50～99人、「5日間未満」は20～49人の規模がそれぞれ最も多くなっている。また、産業別では期間の「5日間」が電気・ガス・水道業で高く、賃金の「無給」は運輸・通信・放送業の割合が高くなっている。

表17 子の看護休暇制度の規定状況

下段：%

区分	事業所 総数	子の看護 休暇制度 を定めて いる	期 間				賃 金				定めて いない	無回答
			5日未満	5日	6日以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答		
調査計	288	259 89.9	10 3.9	222 85.7	27 10.4	-	62 23.9	7 2.7	189 73.0	1 0.4	29 10.1	-
建設業	37	31 83.8	-	20 64.5	11 35.5	-	10 32.3	1 3.2	20 64.5	-	6 16.2	-
製造業	65	62 95.4	1 1.6	57 91.9	4 6.5	-	10 16.1	-	52 83.9	-	3 4.6	-
卸・小売業	42	37 88.1	2 5.4	31 83.8	4 10.8	-	8 21.6	2 5.4	26 70.3	1 2.7	5 11.9	-
金融・保険	12	12 100.0	-	10 83.3	2 16.7	-	9 75.0	1 8.3	2 16.7	-	-	-
教育関係	6	6 100.0	1 16.7	5 83.3	-	-	1 16.7	-	5 83.3	-	-	-
運輸・通信 ・放送業	30	25 83.3	2 8.0	20 80.0	3 12.0	-	2 8.0	1 4.0	22 88.0	-	5 16.7	-
電気・ガス ・水道業	5	5 100.0	-	5 100.0	-	-	2 40.0	-	3 60.0	-	-	-
サービス業	34	28 82.4	4 14.3	22 78.6	2 7.1	-	6 21.4	2 7.1	20 71.4	-	6 17.6	-
医療・福祉	44	42 95.5	-	41 97.6	1 2.4	-	11 26.2	-	31 73.8	-	2 4.5	-
その他	13	11 84.6	-	11 100.0	-	-	3 27.3	-	8 72.7	-	2 15.4	-
20～49人	161	137 85.1	8 5.8	117 85.4	12 8.8	-	32 23.4	5 3.6	99 72.3	1 0.7	24 14.9	-
50～99人	65	60 92.3	1 1.7	47 78.3	12 20.0	-	13 21.7	-	47 78.3	-	5 7.7	-
100人以上	62	62 100.0	1 1.6	58 93.5	3 4.8	-	17 27.4	2 3.2	43 69.4	-	-	-
令和2年 調査計	298	268 89.9	17 6.3	218 81.3	33 12.3	-	67 25.0	5 1.9	196 73.1	-	26 8.7	4 1.3
令和元年 調査計	293	260 88.7	30 11.5	203 78.1	27 10.4	-	64 24.6	9 3.5	185 71.2	2 0.8	32 10.9	1 0.3

4. 介護休業制度

1) 規定内容

介護休業制度の期間は93日(78.5%)、賃金は無給(92.7%)が最も多い

介護休業制度を定めている事業所では、介護休業期間を「93日」としている事業所が78.5%で最も多く、賃金については「無給」としている事業所が92.7%で最多となっている。

休業期間「93日」の割合は、労働者規模別では20～49人、産業別では医療・福祉、卸・小売業、製造業で高く、また、「6ヶ月以上」の割合は、労働者規模別では100人以上が高く、産業別では金融・保険、電気・ガス・水道業で高くなっている。一方、賃金の「無給」割合は、産業別では電気・ガス・水道業、医療・福祉が最も高く、「一部支給」は金融・保健、教育関係に多いが、「全額支給」のケースはわずかである。

表18 介護休業制度の規定内容

下段：%

区分	介護休業制度を定めている事業所	期間				賃金			
		93日	6ヶ月未満	6ヶ月以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	274	215 78.5	24 8.8	35 12.8	-	2 0.7	16 5.8	254 92.7	2 0.7
建設業	34	20 58.8	9 26.5	5 14.7	-	-	3 8.8	31 91.2	-
製造業	63	53 84.1	1 1.6	9 14.3	-	-	2 3.2	61 96.8	-
卸・小売業	41	35 85.4	3 7.3	3 7.3	-	-	4 9.8	36 87.8	1 2.4
金融・保険	12	3 25.0	-	9 75.0	-	1 8.3	2 16.7	9 75.0	-
教育関係	6	5 83.3	-	1 16.7	-	-	1 16.7	5 83.3	-
運輸・通信・放送業	27	20 74.1	3 11.1	4 14.8	-	-	2 7.4	24 88.9	1 3.7
電気・ガス・水道業	5	2 40.0	1 20.0	2 40.0	-	-	-	5 100.0	-
サービス業	31	26 83.9	4 12.9	1 3.2	-	1 3.2	1 3.2	29 93.5	-
医療・福祉	43	40 93.0	2 4.7	1 2.3	-	-	-	43 100.0	-
その他	12	11 91.7	1 8.3	-	-	-	1 8.3	11 91.7	-
20～49人	149	123 82.6	11 7.4	15 10.1	-	2 1.3	11 7.4	135 90.6	1 0.7
50～99人	63	45 71.4	9 14.3	9 14.3	-	-	3 4.8	59 93.7	1 1.6
100人以上	62	47 75.8	4 6.5	11 17.7	-	-	2 3.2	60 96.8	-
令和2年調査計	278	215 77.3	27 9.7	34 12.2	2 0.7	4 1.4	14 5.0	258 92.8	2 0.7
令和元年調査計	277	216 78.0	24 8.7	35 12.6	2 0.7	4 1.4	20 7.2	251 90.6	2 0.7

2) 取得状況

介護休業制度の取得状況は総じて低い

介護休業制度を定めている 274 事業所における介護休業取得状況は次のとおりで、取得者のあった事業所は 6.2%と少ない。これを労働者規模別にみると、100 人以上が 17.7%と最も高く、規模が大きくなるにつれ、割合は高くなっている。

表19 介護休業取得状況 下段：%

区 分	介護休業制度を定めている事業所	取得者のあった事業所	取得者の男女別人数と比率		
			計	男性	女性
調 査 計	274	17 6.2	20	2 10.0	18 90.0
建 設 業	34	- -	-	- -	- -
製 造 業	63	2 3.2	2	-	2 100.0
卸・小売業	41	2 4.9	2	-	2 100.0
金融・保険	12	1 8.3	2	1 50.0	1 50.0
教育関係	6	- -	-	-	-
運輸・通信	27	2 7.4	2	1 50.0	1 50.0
運輸・通信 ・放送業	5	- -	-	-	-
電気・ガス ・水道業	31	1 3.2	1	-	1 100.0
サービス業	43	9 20.9	11	-	11 100.0
医療・福祉	12	- -	-	-	-
20～49人	149	3 2.0	4	1 25.0	3 75.0
50～99人	63	3 4.8	4	-	4 100.0
100人以上	62	11 17.7	12	1 8.3	11 91.7
令和2年 調査計	278	14 5.0	15	3 20.0	12 80.0
令和元年 調査計	277	16 5.8	47	14 29.8	33 70.2

※取得者のあった事業所比率は、介護制度を定めている事業所に対する比率です。



## V. 定年制

### 1. 定年制

#### 1) 実施状況

実施形態は「一律定年制」が94.8%

定年制の形態は、94.8%が「一律定年制」を実施している。「一律定年制」は、規模別、産業別の両者とも80%以上の実施率となっている。

表20 定年制 下段：%

区 分	事業所 総 数	形 態			
		一 律 定年制	職 種 別 定年制	そ の 他	無 回 答
調 査 計	288	273 94.8	7 2.4	3 1.0	5 1.7
建 設 業	37	35 94.6	1 2.7	1 2.7	-
製 造 業	65	64 98.5	-	-	1 1.5
卸・小売業	42	42 100.0	-	-	-
金融・保険	12	11 91.7	1 8.3	-	-
教育関係	6	5 83.3	1 16.7	-	-
運輸・通信 ・放送業	30	29 96.7	-	-	1 3.3
電気・ガス ・水道業	5	5 100.0	-	-	-
サービス業	34	29 85.3	-	2 5.9	3 8.8
医療・福祉	44	40 90.9	4 9.1	-	-
その他	13	13 100.0	-	-	-
20～49人	161	153 95.0	2 1.2	2 1.2	4 2.5
50～99人	65	63 96.9	2 3.1	-	-
100人以上	62	57 91.9	3 4.8	1 1.6	1 1.6
令和2年 調査計	298	282 96.6	9 3.1	-	1 0.3
令和元年 調査計	293	280 96.9	5 1.7	1 0.3	3 1.0

2) 定年年齢

一律定年制で最も多い定年年齢は「60歳」で73.3%

一律定年制を実施している273事業所において、定年年齢は「60歳」が73.3%と最も多いが、「65歳以上」も21.2%となっている。

これを労働者規模別にみると、定年年齢を「60歳」とする割合は100人以上が最も高いが、「65歳以上」とする割合は100人以上が10%以下となっている。

また、産業別にみると、定年年齢を「60歳」とする割合は、電気・ガス・水道業、金融・保険で高く、「65歳以上」の割合は、教育関係、医療・福祉、運輸・通信・放送業で高くなっている。

表21 一律定年制における定年年齢 下段：%

区分	一律定年制 を実施して いる事業所	定 年 年 齢				
		60歳未満	60歳	61～64歳	65歳以上	無回答
調査計	273	-	200	12	58	3
		-	73.3	4.4	21.2	1.1
建設業	35	-	26	1	8	-
		-	74.3	2.9	22.9	-
製造業	64	-	51	2	9	2
		-	79.7	3.1	14.1	3.1
卸・小売業	42	-	33	2	7	-
		-	78.6	4.8	16.7	-
金融・保険	11	-	10	-	-	1
		-	90.9	-	-	9.1
教育関係	5	-	2	1	2	-
		-	40.0	20.0	40.0	-
運輸・通信 ・放送業	29	-	16	3	10	-
		-	55.2	10.3	34.5	-
電気・ガス ・水道業	5	-	5	-	-	-
		-	100.0	-	-	-
サービス業	29	-	22	2	5	-
		-	75.9	6.9	17.2	-
医療・福祉	40	-	25	1	14	-
		-	62.5	2.5	35.0	-
その他	13	-	10	-	3	-
		-	76.9	-	23.1	-
20～49人	153	-	105	6	39	3
		-	68.6	3.9	25.5	2.0
50～99人	63	-	43	5	15	-
		-	68.3	7.9	23.8	-
100人以上	57	-	52	1	4	-
		-	91.2	1.8	7.0	-
令和2年 調査計	282	-	205	12	63	2
		-	72.7	4.3	22.3	0.7
令和元年 調査計	280	1	212	11	56	-
		0.4	75.7	3.9	20.0	-

3) 定年後の再雇用等

定年後の再雇用制度等を実施している事業者は92.0%

定年後に再雇用等（「再雇用制度」や「勤務延長制度」）を実施している事業所の割合は92.0%となっている。また、定年後の再雇用等を実施している事業所の中で、「再雇用制度のみ」を実施している事業所の割合は79.6%であり、「勤務延長制度のみ」の実施は6.0%となっている。また、「両制度の併用」を実地している事業所の割合は14.0%となっている。

表22 定年後の再雇用制度 斜体文字：制度ありの事業所数に対する割合 下段：%

区 分	事業所 総 数	定年後の 再雇用制 度等あり	形 態				定年後の 再雇用制 度等なし	無回答
			再雇用 制度のみ	勤務延長 制度のみ	両制度の 併用	無回答		
調 査 計	288	265	211	16	37	1	22	1
		92.0	79.6	6.0	14.0	0.4	7.6	0.3
建 設 業	37	36	27	1	8	-	1	-
		97.3	75.0	2.8	22.2	-	2.7	-
製 造 業	65	62	55	2	5	-	3	-
		95.4	88.7	3.2	8.1	-	4.6	-
卸・小売業	42	39	32	-	7	-	3	-
		92.9	82.1	-	17.9	-	7.1	-
金融・保険	12	12	11	1	-	-	-	-
		100.0	91.7	8.3	-	-	-	-
教育関係	6	4	1	2	1	-	2	-
		66.7	25.0	50.0	25.0	-	33.3	-
運輸・通信 ・放送業	30	26	21	4	1	-	4	-
		86.7	80.8	15.4	3.8	-	13.3	-
電気・ガス ・水道業	5	5	5	-	-	-	-	-
		100.0	100.0	-	-	-	-	-
サービス業	34	30	20	1	8	1	3	1
		88.2	66.7	3.3	26.7	3.3	8.8	2.9
医療・福祉	44	40	29	4	7	-	4	-
		90.9	72.5	10.0	17.5	-	9.1	-
その他	13	11	10	1	-	-	2	-
		84.6	90.9	9.1	-	-	15.4	-
20～49人	161	149	117	8	23	1	11	1
		92.5	78.5	5.4	15.4	0.7	6.8	0.6
50～99人	65	61	46	6	9	-	4	-
		93.8	75.4	9.8	14.8	-	6.2	-
100人以上	62	55	48	2	5	-	7	-
		88.7	87.3	3.6	9.1	-	11.3	-
令和2年 調査計	298	268	205	19	44	-	26	4
		89.9	76.5	7.1	16.4	-	8.7	1.3
令和元年 調査計	293	272	215	10	47	-	19	2
		92.8	79.0	3.7	17.3	-	6.5	0.7

## VI. 退職金制度

### 1. 常用労働者の退職金制度

#### 1) 実施状況

「退職金制度のある事業所」は91.0%で、形態は「一時金制度のみ」が66.8%で最も多い

「退職金制度のある事業所」の割合は全体の91.0%となっている。また、退職金制度のある262事業所においてその形態をみると、「退職一時金制度のみ」が66.8%で最も多く、次いで、「退職一時金制度と退職年金制度の併用」が19.1%となっている。労働者規模別にみると、「退職一時金制度のみ」の割合は20～49人及び50～99人で高く、「退職年金制度のみ」の割合は20～49人で、「退職一時金制度と退職年金制度の併用」の割合は100人以上でそれぞれ高くなっている。

表23 退職金制度の実施状況

斜体文字：制度ありの事業所数に対する割合 下段：%

区 分	事業所 総 数	退職金 制 度 あ り	形 態					退職金 制 度 な し	無回答
			一時金 制 度 の み	年金制 度 の み	両者の 併 用	一方又は両者を 労働者が選択	無回答		
調 査 計	288	262 91.0	175 <i>66.8</i>	11 <i>4.2</i>	50 <i>19.1</i>	24 <i>9.2</i>	2 <i>0.8</i>	26 9.0	-
建 設 業	37	36 97.3	21 <i>58.3</i>	4 <i>11.1</i>	8 <i>22.2</i>	2 <i>5.6</i>	1 <i>2.8</i>	1 2.7	-
製 造 業	65	57 87.7	30 <i>52.6</i>	5 <i>8.8</i>	12 <i>21.1</i>	9 <i>15.8</i>	1 <i>1.8</i>	8 12.3	-
卸・小売業	42	42 100.0	23 <i>54.8</i>	2 <i>4.8</i>	11 <i>26.2</i>	6 <i>14.3</i>	-	-	-
金融・保険	12	12 100.0	4 <i>33.3</i>	-	7 <i>58.3</i>	1 <i>8.3</i>	-	-	-
教育関係	6	6 100.0	6 <i>100.0</i>	-	-	-	-	-	-
運輸・通信 ・放送業	30	19 63.3	16 <i>84.2</i>	-	3 <i>15.8</i>	-	-	11 36.7	-
電気・ガス ・水道業	5	5 100.0	1 <i>20.0</i>	-	2 <i>40.0</i>	2 <i>40.0</i>	-	-	-
サービス業	34	30 88.2	24 <i>80.0</i>	-	5 <i>16.7</i>	1 <i>3.3</i>	-	4 11.8	-
医療・福祉	44	43 97.7	38 <i>88.4</i>	-	2 <i>4.7</i>	3 <i>7.0</i>	-	1 2.3	-
その他	13	12 92.3	12 <i>100.0</i>	-	-	-	-	1 7.7	-
20～49人	161	141 87.6	102 <i>72.3</i>	10 <i>7.1</i>	19 <i>13.5</i>	8 <i>5.7</i>	2 <i>1.4</i>	20 12.4	-
50～99人	65	62 95.4	46 <i>74.2</i>	1 <i>1.6</i>	12 <i>19.4</i>	3 <i>4.8</i>	-	3 4.6	-
100人以上	62	59 95.2	27 <i>45.8</i>	-	19 <i>32.2</i>	13 <i>22.0</i>	-	3 4.8	-
令和2年 調査計	298	272 91.3	174 <i>64.0</i>	15 <i>5.5</i>	48 <i>17.6</i>	34 <i>12.5</i>	1 <i>0.4</i>	25 8.4	1 0.3
令和元年 調査計	293	270 92.2	172 <i>63.7</i>	18 <i>6.7</i>	46 <i>17.0</i>	34 <i>12.6</i>	-	23 7.8	-

2) 支払い準備形態

退職金の支払い準備形態で最も多いのは「社内準備」で48.5%

退職金制度がある262事業所の支払い準備形態で最も多いのが「社内準備」で48.5%、次いで、「中小企業退職金共済制度」の42.4%となっている。

労働者規模別にみると、「中小企業退職金共済制度」の割合は規模が小さいほど高く、「社内準備」は100人以上の57.6%が最も高い。また、産業別では、「中小企業退職金共済制度」は建設業で高く、「社内準備」は金融・保険で高くなっている。

表24 退職金の支払い準備形態

下段：%

区分	退職金制度あり	支払い準備形態（複数回答）						
		中小企業退職金共済制度	特定退職金共済制度	事業保険福祉厚生保険など	社内準備	調整年金	その他	無回答
調査計	262	111 42.4	44 16.8	22 8.4	127 48.5	17 6.5	44 16.8	1 0.4
建設業	36	26 72.2	5 13.9	6 16.7	10 27.8	3 8.3	8 22.2	-
製造業	57	32 56.1	3 5.3	3 5.3	28 49.1	3 5.3	11 19.3	-
卸・小売業	42	19 45.2	4 9.5	3 7.1	19 45.2	6 14.3	8 19.0	-
金融・保険	12	-	-	-	8 66.7	3 25.0	2 16.7	-
教育関係	6	1 16.7	4 66.7	1 16.7	1 16.7	-	-	-
運輸・通信・放送業	19	8 42.1	3 15.8	3 15.8	11 57.9	-	2 10.5	-
電気・ガス・水道業	5	3 60.0	-	1 20.0	2 40.0	-	1 20.0	-
サービス業	30	12 40.0	4 13.3	2 6.7	19 63.3	-	3 10.0	1 3.3
医療・福祉	43	7 16.3	18 41.9	2 4.7	21 48.8	2 4.7	8 18.6	-
その他	12	3 25.0	3 25.0	1 8.3	8 66.7	-	1 8.3	-
20～49人	141	76 53.9	25 17.7	14 9.9	61 43.3	8 5.7	17 12.1	1 0.7
50～99人	62	26 41.9	13 21.0	5 8.1	32 51.6	3 4.8	10 16.1	-
100人以上	59	9 15.3	6 10.2	3 5.1	34 57.6	6 10.2	17 28.8	-
令和2年調査計	272	123 45.2	46 16.9	21 7.7	131 48.2	19 7.0	49 18.0	-
令和元年調査計	270	114 42.2	46 17.0	23 8.5	124 45.9	18 6.7	44 16.3	1 0.4

3) 退職金制度は拠出制または無拠出制

退職金の制度内容は「拠出制」が18.3%、「無拠出制」が76.0%

退職金制度がある262事業所の制度内容は、「拠出制」の割合が18.3%、「無拠出制」が76.0%となっている。

労働者規模別にみると、「拠出制」の割合は100人以上が高く、「無拠出制」は20～49人が高い。また、産業別では、「拠出制」は金融・保険で高く、「無拠出制」は建設業、教育関係、サービス業で多くなっている。

表25 退職金制度は拠出制または無拠出制 下段：%

区分	退職金制度あり 事業所数	制度内容		
		拠出制	無拠出制	無回答
調査計	262	48 18.3	199 76.0	15 5.7
建設業	36	2 5.6	32 88.9	2 5.6
製造業	57	11 19.3	45 78.9	1 1.8
卸・小売業	42	8 19.0	33 78.6	1 2.4
金融・保険	12	6 50.0	5 41.7	1 8.3
教育関係	6	-	5 83.3	1 16.7
運輸・通信 ・放送業	19	2 10.5	15 78.9	2 10.5
電気・ガス ・水道業	5	2 40.0	3 60.0	-
サービス業	30	4 13.3	25 83.3	1 3.3
医療・福祉	43	13 30.2	25 58.1	5 11.6
その他	12	-	11 91.7	1 8.3
20～49人	141	20 14.2	116 82.3	5 3.5
50～99人	62	11 17.7	43 69.4	8 12.9
100人以上	59	17 28.8	40 67.8	2 3.4
令和2年 調査計	272	49 18.0	218 80.1	5 1.8
令和元年 調査計	270	49 18.1	217 80.4	4 1.5

2. 非正規職員の退職金制度

非正規職員の退職金制度がある事業所は10.4%

非正規職員の退職金制度について、「制度あり」の事業所の割合は10.4%であるのに対して、「制度なし」は86.1%と大部分を占めている。また、「制度あり」の事業所の割合は、労働者規模別では100人以上の14.5%が最も高く、産業別ではサービス業の割合が高くなっている。

表26 非正規職員の退職金制度の有無 下段：%

区 分	事業所 総 数	退職金制度の有無		
		制度あり	制度なし	無回答
調 査 計	288	30 10.4	248 86.1	10 3.5
建 設 業	37	3 8.1	33 89.2	1 2.7
製 造 業	65	4 6.2	57 87.7	4 6.2
卸・小売業	42	1 2.4	40 95.2	1 2.4
金融・保険	12	2 16.7	10 83.3	-
教育関係	6	-	6 100.0	-
運輸・通信 ・放送業	30	1 3.3	26 86.7	3 10.0
電気・ガス ・水道業	5	1 20.0	4 80.0	-
サービス業	34	8 23.5	25 73.5	1 2.9
医療・福祉	44	8 18.2	36 81.8	-
その他	13	2 15.4	11 84.6	-
20～49人	161	18 11.2	136 84.5	7 4.3
50～99人	65	3 4.6	61 93.8	1 1.5
100人以上	62	9 14.5	51 82.3	2 3.2
令和2年 調査計	298	31 10.4	259 86.9	8 2.7
令和元年 調査計	293	28 9.6	258 88.1	7 2.4

## VII. 賃金制度

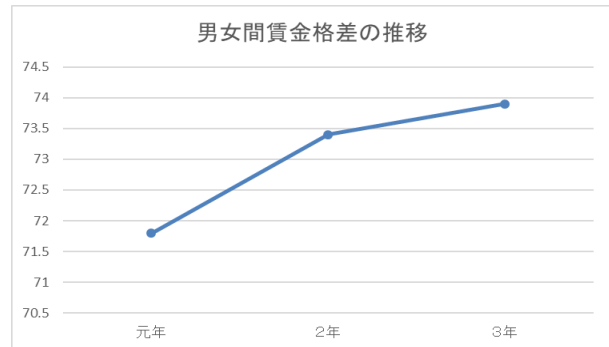
### 1. 7月分賃金

賃金合計平均は、男性 33 万 7 千円 女性 24 万 9 千円

職種区分では、事務系の方が生産系より賃金合計が高い傾向にある

#### 1) 賃金合計平均

常用労働者の令和 3 年 7 月分の賃金合計平均は男性 33 万 7 千円、女性 24 万 9 千円となっている。男性の賃金合計平均を 100.0 としたときの女性の賃金合計平均の値は 73.9 となっている。前々回からの推移をみると、男女間賃金格差は縮小傾向にはあるものの依然として大きい状況となっている。



#### 2) 所定内賃金+

賃金合計平均に占める所定内賃金平均の割合は、男性 87.5%、女性 91.2%で女性の方が 3.7 ポイント上回っている。労働者規模別にみると、100 人以上が平均比率より低くなっている。産業別では、製造業、運輸・通信・放送業、電気・ガス・水道業が平均比率より低くなっている。

#### 3) 所定外賃金

賃金合計平均に占める所定外賃金平均の割合は、男性 12.5%、女性 8.8%で男性の方が 3.7 ポイント上回っている。労働者規模別にみると、100 人以上が 13.1%で最も高く、産業別では、運輸・通信・放送業の 25.5%が最も高くなっている。

#### 4) 職種区分

男性における職種区分での賃金合計では、事務系の方が生産系より 4 万 2 千円多くなっている。また、この傾向は労働者規模が 50~99 人の規模において 4 万 7 千円と最も多くなっている。

女性における職種区分での賃金合計では、事務系の方が生産系より 2 万 0 千円多くなっている。また、この傾向は労働者規模が 50~99 人の規模においては 3 万 9 千円と最も多くなっている。

表27 令和3年7月分平均賃金（常用労働者）

単位：千円 斜体数値は比率：%

区 分	対象常用労働者数	賃金支払いの状況			平均勤続年数	平均年齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
調査計	19,097	270 <i>88.6</i>	35 <i>11.4</i>	305 <i>100.0</i>	14	43
男性平均	12,149	295	42	337	15	43
事務	7,617	315	38	353	15	43
生産	4,532	260	51	311	15	44
女性平均	6,948	227	22	249	12	42
事務	5,462	233	20	253	11	41
生産	1,486	204	28	233	14	45
令和2年	20,258	270 <i>90.3</i>	29 <i>9.7</i>	299 <i>100.0</i>	14	43
男性平均	12,915	295	36	331	15	44
事務	7,200	330	38	368	17	44
生産	5,715	252	34	286	14	43
女性平均	7,343	227	17	243	12	42
事務	4,755	241	19	261	12	40
生産	2,588	199	12	212	14	46
令和元年	22,882	266 <i>89.2</i>	32 <i>10.8</i>	298 <i>100.0</i>	13	42
男性平均	14,547	290	42	333	14	43
事務	8,285	322	41	363	15	43
生産	6,262	249	44	293	13	43
女性平均	8,335	224	14	239	11	42
事務	5,719	236	21	257	10	40
生産	2,616	199	0	199	12	44



区 分	対象常用 労働者数	賃金支払いの状況			平 均 勤続年数	平 均 年 齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
建設業	1,229	308 91.7	28 8.3	336 100.0	17	44
男性平均	1,049	322	31	353	17	44
事務	492	333	30	363	17	47
生産	557	313	31	344	18	41
女性平均	180	224	12	236	13	44
事務	141	235	13	248	14	42
生産	39	185	8	194	11	50
製造業	6,921	279 85.0	49 15.0	328 100.0	17	42
男性平均	5,201	294	56	350	17	41
事務	2,514	316	62	378	18	42
生産	2,687	273	51	324	16	41
女性平均	1,720	233	29	262	18	43
事務	805	250	20	270	18	42
生産	915	218	36	255	17	43
卸・小売業	2,203	247 92.3	20 7.6	268 100.0	15	42
男性平均	1,587	266	25	291	15	42
事務	1,411	270	22	292	16	43
生産	176	236	45	281	10	37
女性平均	616	198	9	208	14	41
事務	608	199	9	209	14	41
生産	8	167	2	170	15	46
金融・保険	796	345 97.0	11 3.0	356 100.0	15	43
男性平均	505	388	11	400	16	45
事務	505	388	11	400	16	45
生産	-	-	-	-	-	-
女性平均	291	269	10	279	14	39
事務	291	269	10	279	14	39
生産	-	-	-	-	-	-
教育関係	355	272 96.3	10 3.7	282 100.0	9	42
男性平均	130	311	17	328	10	44
事務	124	319	17	336	10	43
生産	6	154	-	154	5	66
女性平均	225	249	7	256	9	41
事務	182	258	7	265	8	40
生産	43	214	7	221	13	42
運輸・通信 ・放送業	1,042	208 74.5	71 25.5	279 100.0	13	51
男性平均	874	209	78	287	13	53
事務	264	262	43	305	12	48
生産	610	185	94	279	13	54
女性平均	168	205	33	238	10	43
事務	141	215	29	245	11	42
生産	27	153	53	206	7	49
電気・ガス ・水道業	162	286 87.7	40 12.3	326 100.0	16	40
男性平均	125	301	46	347	17	40
事務	110	302	50	351	17	39
生産	15	294	20	314	15	47
女性平均	37	236	19	256	12	41
事務	37	236	19	256	12	41
生産	-	-	-	-	-	-
サービス業	1,614	237 94.6	13 5.4	250 100.0	11	46
男性平均	1,023	268	16	284	13	47
事務	800	282	14	296	13	47
生産	223	215	25	240	9	47
女性平均	591	184	8	192	10	43
事務	464	187	7	194	10	42
生産	127	172	13	185	9	48
医療・福祉	4,023	276 90.0	31 10.0	307 100.0	9	41
男性平均	1,237	358	38	396	9	41
事務	1,144	364	40	404	9	40
生産	93	283	19	302	11	49
女性平均	2,786	240	27	267	9	41
事務	2,553	243	28	271	9	40
生産	233	205	21	226	9	46
その他	752	240 96.1	10 3.9	250 100.0	12	46
男性平均	418	285	14	299	15	48
事務	253	318	14	332	19	46
生産	165	235	14	249	9	51
女性平均	334	184	4	188	8	44
事務	240	204	5	209	8	40
生産	94	132	2	134	8	53

区 分	対象常用 労働者数	賃金支払いの状況			平 均 勤続年数	平 均 年 齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
20～49人	4,321	254 <i>90.5</i>	27 <i>9.5</i>	281 <i>100.0</i>	13	45
男性平均	3,005	274	35	308	14	46
事務	1,739	299	25	323	14	46
生産	1,266	240	48	288	13	46
女性平均	1,316	210	9	219	11	43
事務	1,044	217	9	226	11	42
生産	272	182	9	191	9	44
50～99人	3,969	264 <i>91.7</i>	24 <i>8.3</i>	288 <i>100.0</i>	14	44
男性平均	2,561	290	30	320	15	45
事務	1,454	320	20	340	15	44
生産	1,107	250	43	293	15	46
女性平均	1,408	218	13	231	11	43
事務	1,105	227	12	239	11	42
生産	303	182	18	200	11	47
100人以上	10,807	279 <i>86.9</i>	42 <i>13.1</i>	321 <i>100.0</i>	14	41
男性平均	6,583	306	51	357	16	41
事務	4,424	320	48	368	15	42
生産	2,159	278	56	334	16	41
女性平均	4,224	236	28	264	13	41
事務	3,313	241	26	267	12	40
生産	911	218	38	256	17	45

## VIII. 男女共同参画

### 1. 女性の昇進・参画

#### 1) 管理職人数

管理職の人数の男女比は、男性 81.1% 女性 18.9%

管理職の人数については、全体の男女比をみると男性の 81.1% に比べ女性は 18.9% となっている。福島市の総合計画では、令和 7 年度までに女性の管理職登用率を 20% とすることを目標としている。前々回からの推移をみると市内事業所の登用率は年々増加していることがわかる。

年齢別にみると、最も人数が多いのが男性は「50～59 歳」で、女性は「40～49 歳」となっている。

以下の表は、全体および管理職ポストごとに集計した表である。

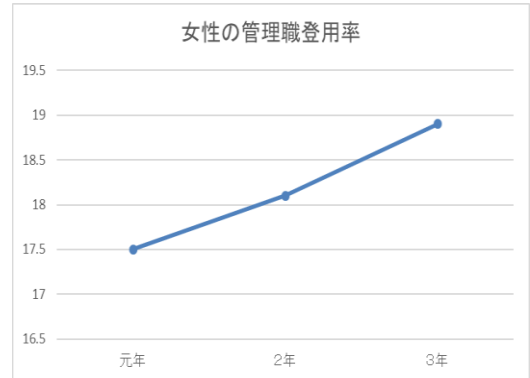


表28 管理職人数

中段：年齢区分別に対する男女比率%

下段斜体文字：総数に対する比率%

区分	総数			30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	5,708	4,627	1,081	30	13	554	160	1,771	434	1,819	375	453	99
	100.0	81.1	18.9	69.8	30.2	77.6	22.4	80.3	19.7	82.9	17.1	82.1	17.9
	100.0	-	-	0.5	0.2	9.7	2.8	31.0	7.6	31.9	6.6	7.9	1.7
部長	1,140	999	141	-	1	25	11	200	34	532	59	242	36
	100.0	87.6	12.4	-	100.0	69.4	30.6	85.5	14.5	90.0	10.0	87.1	12.9
	100.0	-	-	-	0.1	2.2	1.0	17.5	3.0	46.7	5.2	21.2	3.2
課長	2,102	1,770	332	7	4	136	19	771	128	734	146	122	35
	100.0	84.2	15.8	63.6	36.4	87.7	12.3	85.8	14.2	83.4	16.6	77.7	22.3
	100.0	-	-	0.3	0.2	6.5	0.9	36.7	6.1	34.9	6.9	5.8	1.7
係長	2,466	1,858	608	23	8	393	130	800	272	553	170	89	28
	100.0	75.3	24.7	74.2	25.8	75.1	24.9	74.6	25.4	76.5	23.5	76.1	23.9
	100.0	-	-	0.9	0.3	15.9	5.3	32.4	11.0	22.4	6.9	3.6	1.1
建設業	549	511	38	4	-	56	2	194	20	161	9	96	7
	100.0	93.1	6.9	100.0	-	96.6	3.4	90.7	9.3	94.7	5.3	93.2	6.8
製造業	1,747	1,629	118	3	-	161	15	652	53	722	45	91	5
	100.0	93.2	6.8	100.0	-	91.5	8.5	92.5	7.5	94.1	5.9	94.8	5.2
卸・小売業	898	803	95	10	3	123	13	339	45	266	30	65	4
	100.0	89.4	10.6	76.9	23.1	90.4	9.6	88.3	11.7	89.9	10.1	94.2	5.8
金融・保険	341	268	73	-	-	29	26	85	25	139	22	15	-
	100.0	78.6	21.4	-	-	52.7	47.3	77.3	22.7	86.3	13.7	100.0	-
教育関係	122	62	60	8	2	13	12	19	14	11	19	11	13
	100.0	50.8	49.2	80.0	20.0	52.0	48.0	57.6	42.4	36.7	63.3	45.8	54.2
運輸・通信・放送業	306	264	42	1	-	24	2	95	16	117	20	27	4
	100.0	86.3	13.7	100.0	-	92.3	7.7	85.6	14.4	85.4	14.6	87.1	12.9
電気・ガス・水道業	156	147	9	-	-	8	1	48	5	88	3	3	-
	100.0	94.2	5.8	-	-	88.9	11.1	90.6	9.4	96.7	3.3	100.0	-
サービス業	448	354	94	2	3	50	10	132	29	114	45	56	7
	100.0	79.0	21.0	40.0	60.0	83.3	16.7	82.0	18.0	71.7	28.3	88.9	11.1
医療・福祉	932	419	513	2	5	66	73	148	206	132	172	71	57
	100.0	45.0	55.0	28.6	71.4	47.5	52.5	41.8	58.2	43.4	56.6	55.5	44.5
その他	209	170	39	-	-	24	6	59	21	69	10	18	2
	100.0	81.3	18.7	-	-	80.0	20.0	73.8	26.3	87.3	12.7	90.0	10.0
20～49人	1,450	1,176	274	16	5	191	44	381	107	405	87	183	31
	100.0	81.1	18.9	76.2	23.8	81.3	18.7	78.1	21.9	82.3	17.7	85.5	14.5
50～99人	1,149	925	224	10	5	116	32	400	88	296	72	103	27
	100.0	80.5	19.5	66.7	33.3	78.4	21.6	82.0	18.0	80.4	19.6	79.2	20.8
100人以上	3,109	2,526	583	4	3	247	84	990	239	1,118	216	167	41
	100.0	81.2	18.8	57.1	42.9	74.6	25.4	80.6	19.4	83.8	16.2	80.3	19.7
令和2年調査計	5,655	4,634	1,021	37	19	552	140	1,776	420	1,779	361	490	81
	100.0	81.9	18.1	66.1	33.9	79.8	20.2	80.9	19.1	83.1	16.9	85.8	14.2
	100.0	-	-	0.7	0.3	9.8	2.5	31.4	7.4	31.5	6.4	8.7	1.4
令和元年調査計	5,814	4,797	1,017	35	16	666	181	1,914	395	1,753	340	429	85
	100.0	82.5	17.5	68.6	31.4	78.6	21.4	82.9	17.1	83.8	16.2	83.5	16.5
	100.0	-	-	0.6	0.3	11.5	3.1	32.9	6.8	30.2	5.8	7.4	1.5

2) 教育研修実施状況

「全体」の実施率は、男性 61.8%、女性 38.2%

「管理職」は男女合わせて 24.2%、「一般」は男女合わせて 75.8%

教育研修の実施率は、「全体」で男性 61.8%、女性 38.2%と男性の割合が高い。内訳としては、「管理職」が男女合わせて 24.2%、「一般」が男女合わせて 75.8%となっているが、ともに男性の割合が女性を上回っている。また、「一般」における労働者規模別では 100 人以上で、産業別では電気・ガス・水道業の実施率が最も高くなっている。

表29 教育研修実施状況

斜体文字：総数(100%)に対する管理職と一般の内訳割合 下段：%

区 分	総 数			管 理 職			一 般		
	合計：G	男性：A+C (A+C)/G	女性：B+D (B+D)/G	計：E E/G	男性：A A/E	女性：B B/E	計：F F/G	男性：C C/F	女性：D D/F
調 査 計	9,181	5,674 61.8	3,507 38.2	2,220 24.2	1,684 75.9	536 24.1	6,961 75.8	3,990 57.3	2,971 42.7
建 設 業	643	596 92.7	47 7.3	194 30.2	190 97.9	4 2.1	449 69.8	406 90.4	43 9.6
製 造 業	2,308	2,076 89.9	232 10.1	284 12.3	252 88.7	32 11.3	2,024 87.7	1,824 90.1	200 9.9
卸・小売業	948	663 69.9	285 30.1	312 32.9	303 97.1	9 2.9	636 67.1	360 56.6	276 43.4
金融・保険	768	457 59.5	311 40.5	326 42.4	242 74.2	84 25.8	442 57.6	215 48.6	227 51.4
教育関係	445	213 47.9	232 52.1	153 34.4	91 59.5	62 40.5	292 65.6	122 41.8	170 58.2
運輸・通信 ・放送業	205	167 81.5	38 18.5	85 41.5	69 81.2	16 18.8	120 58.5	98 81.7	22 18.3
電気・ガス ・水道業	27	24 88.9	3 11.1	3 11.1	2 66.7	1 33.3	24 88.9	22 91.7	2 8.3
サービス業	630	298 47.3	332 52.7	146 23.2	98 67.1	48 32.9	484 76.8	200 41.3	284 58.7
医療・福祉	2,844	913 32.1	1,931 67.9	509 17.9	261 51.3	248 48.7	2,335 82.1	652 27.9	1,683 72.1
その他	363	267 73.6	96 26.4	208 57.3	176 84.6	32 15.4	155 42.7	91 58.7	64 41.3
20～49人	1,745	1,028 58.9	717 41.1	505 28.9	378 74.9	127 25.1	1,240 71.1	650 52.4	590 47.6
50～99人	2,827	1,741 61.6	1,086 38.4	851 30.1	737 86.6	114 13.4	1,976 69.9	1,004 50.8	972 49.2
100人以上	4,609	2,905 63.0	1,704 37.0	864 18.7	569 65.9	295 34.1	3,745 81.3	2,336 62.4	1,409 37.6
令和2年 調査計	12,155	7,427 61.1	4,728 38.9	2,753 22.6	2,036 74.0	717 26.0	9,402 77.4	5,391 57.3	4,011 42.7
令和元年 調査計	16,144	10,423 64.6	5,721 35.4	3,100 19.2	2,052 66.2	1,048 33.8	13,044 80.8	8,371 64.2	4,673 35.8

2. 育児等による退職者の再雇用制度

**再雇用制度のある事業所の割合は20.1%、制度の利用人数は11人**

再雇用制度がある事業所の割合は20.1%であり、制度の利用人数は11人で、その内訳は常用が8人、パートタイマーが3人となっている。

労働者規模別にみると、再雇用制度がある事業所の割合は100人以上が最も多く、20～49人が最も少ない。また、産業別では、電気・ガス・水道業の割合が高くなっている。

表30 育児等による退職者の再雇用制度

下段：% 斜体数値は常用労働者内の比率：%

区分	事業所総数	再雇用制度がある事業所数	再雇用制度の利用人数										再雇用制度がない	検討中である	無回答	
			総数	常用		正規		非正規		臨時		パートタイマー				
				男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性				女性
調査計	288	58 20.1	11	2 18.2	6 54.5	-	3 37.5	2 25.0	3 37.5	-	-	1 9.1	2 18.2	203 70.5	27 9.4	-
建設業	37	10 27.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26 70.3	1 2.7	-
製造業	65	10 15.4	6	2 33.3	3 50.0	-	-	2 40.0	3 60.0	-	-	1 16.7	-	51 78.5	4 6.2	-
卸・小売業	42	7 16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28 66.7	7 16.7	-
金融・保険	12	2 16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8 66.7	2 16.7	-
教育関係	6	1 16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5 83.3	-	-
運輸・通信・放送業	30	4 13.3	1	-	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	21 70.0	5 16.7	-
電気・ガス・水道業	5	2 40.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 60.0	-	-
サービス業	34	10 29.4	3	-	1 33.3	-	1 100.0	-	-	-	-	-	2 66.7	20 58.8	4 11.8	-
医療・福祉	44	9 20.5	1	-	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	32 72.7	3 6.8	-
その他	13	3 23.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9 69.2	1 7.7	-
20～49人	161	26 16.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	118 73.3	17 10.6	-
50～99人	65	16 24.6	3	-	1 33.3	-	1 100.0	-	-	-	-	-	2 66.7	45 69.2	4 6.2	-
100人以上	62	16 25.8	8	2 25.0	5 62.5	-	2 28.6	2 28.6	3 42.9	-	-	1 12.5	-	40 64.5	6 9.7	-
令和2年調査計	298	74 24.8	131	60 45.8	35 26.7	39 41.1	18 18.9	21 22.1	17 17.9	-	-	13 9.9	23 17.6	176 59.1	39 13.1	9 3.0
令和元年調査計	293	76 25.9	336	137 40.8	79 23.5	70 32.4	40 18.5	67 31.0	39 18.1	35 10.4	13 3.9	22 6.5	50 14.9	162 55.3	51 17.4	2 0.7

※再雇用の利用実績がある場合は、「制度がある」事業所数にカウントしています。

### 3. 職場環境

ハラスメント防止の周知有り	95.1%
ハラスメント相談員有り	70.5%

「ハラスメントの防止周知をしている事業所」の割合は 95.1%となっている。労働者規模別にみると、50～99 人が 98.5%で最も高い。産業別では、金融・保険、教育関係、電気・ガス・水道業が 100.0%と高くなっている。

ハラスメント相談窓口の設置状況としては、「相談員を置いている事業所」の割合は 70.5%で、その内訳は「男性相談員のみ」が 23.3%、「女性相談員のみ」が 14.2%、「男女とも相談員がいる」が 33.0%となっている。

また、「男性相談員のみ」の割合が多いのが、労働者規模別では 50～99 人、産業別では、電気・ガス・水道業が最も多く、同様に「女性相談員のみ」は、20～49 人と教育関係が最も多く、「男女とも相談員がいる」は、100 人規模以上と金融・保険が最も高くなっている。

「相談員はいない」の割合が高いのは、労働者規模別では 20～49 人、産業別では建設業、電気・ガス・水道業が高くなっている。

※パワーハラスメントの防止措置は労働施策総合推進法により義務化され、令和 4 年 4 月 1 日から全事業所に適用されます

表31 ハラスメントの防止

下段：%

区 分	ハラスメントの防止周知の有無			ハラスメント相談窓口設置状況						
	事業所 総 数	周知して いる	周知して いない	無回答	男性相 談員の みいる	女性相 談員の みいる	男女とも 相談員が いる	相談件数	相談員は いない	無回答
調 査 計	288	274 95.1	13 4.5	1 0.3	67 23.3	41 14.2	95 33.0	99	79 27.4	6 2.1
建 設 業	37	33 89.2	4 10.8	-	10 27.0	5 13.5	5 13.5	1	16 43.2	1 2.7
製 造 業	65	62 95.4	3 4.6	-	12 18.5	11 16.9	25 38.5	13	16 24.6	1 1.5
卸・小売業	42	41 97.6	1 2.4	-	10 23.8	2 4.8	19 45.2	57	11 26.2	-
金融・保険	12	12 100.0	-	-	3 25.0	1 8.3	7 58.3	-	1 8.3	-
教育関係	6	6 100.0	-	-	2 33.3	2 33.3	1 16.7	-	-	1 16.7
運輸・通信 ・放送業	30	28 93.3	1 3.3	1 3.3	7 23.3	3 10.0	8 26.7	3	11 36.7	1 3.3
電気・ガス ・水道業	5	5 100.0	-	-	3 60.0	-	-	-	2 40.0	-
サービス業	34	31 91.2	3 8.8	-	7 20.6	7 20.6	13 38.2	2	7 20.6	-
医療・福祉	44	43 97.7	1 2.3	-	7 15.9	9 20.5	17 38.6	17	10 22.7	1 2.3
その他	13	13 100.0	-	-	6 46.2	1 7.7	-	6	5 38.5	1 7.7
20～49人	161	150 93.2	10 6.2	1 0.6	29 18.0	27 16.8	36 22.4	13	66 41.0	3 1.9
50～99人	65	64 98.5	1 1.5	-	24 36.9	8 12.3	21 32.3	10	10 15.4	2 3.1
100人以上	62	60 96.8	2 3.2	-	14 22.6	6 9.7	38 61.3	76	3 4.8	1 1.6
令和2年 調査計	298	279 93.6	16 5.4	3 1.0	71 23.8	43 14.4	91 30.5	54	89 29.9	4 1.3
令和元年 調査計	293	270 92.2	20 6.8	3 1.0	64 21.8	49 16.7	83 28.3	19	92 31.4	5 1.7

## Ⅷ. 心の健康（メンタルヘルス）対策

### 1. 取組み状況と休業・退職の状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は 76.4%

メンタルヘルス上の理由で休業・退職者がいる事業所は 25.7%

心の健康（メンタルヘルス）対策に取り組んでいる事業所は、220 事業所で全体の 76.4%となっている。労働者規模別にみると、事業規模が大きいほど割合は高くなり、100 人以上が 96.8%で最も高い。産業別では、金融・保険、医療・福祉の割合が高くなっている。

心の健康（メンタルヘルス）上の理由で休業者あるいは退職者のいる事業所は、74 事業所で全体の 25.7%となっている。

労働者規模別にみると、100 人以上が 58.1%で最も高くなっている。

表32 メンタルヘルス対策の状況

休業者・退職者：人数 下段：%

区分	事業所 総数	メンタルヘルス対策の有無			メンタルヘルス上の理由による休業(1ヶ月以上)・退職				
		取り組んで いる	取り組んで いない	無回答	いる	休業者		いない	無回答
						休業者	退職者		
調査計	288	220 76.4	67 23.3	1 0.3	74 25.7	139	52	213 74.0	1 0.3
建設業	37	23 62.2	14 37.8	-	4 10.8	4	2	32 86.5	1 2.7
製造業	65	52 80.0	13 20.0	-	18 27.7	41	9	47 72.3	-
卸・小売業	42	28 66.7	14 33.3	-	8 19.0	6	3	34 81.0	-
金融・保険	12	12 100.0	-	-	5 41.7	8	4	7 58.3	-
教育関係	6	5 83.3	1 16.7	-	3 50.0	4	2	3 50.0	-
運輸・通信 ・放送業	30	21 70.0	9 30.0	-	4 13.3	4	2	26 86.7	-
電気・ガス ・水道業	5	4 80.0	1 20.0	-	2 40.0	-	-	3 60.0	-
サービス業	34	25 73.5	9 26.5	-	7 20.6	3	6	27 79.4	-
医療・福祉	44	39 88.6	5 11.4	-	20 45.5	64	23	24 54.5	-
その他	13	11 84.6	1 7.7	1 7.7	3 23.1	5	1	10 76.9	-
20～49人	161	107 66.5	53 32.9	1 0.6	19 11.8	16	12	142 88.2	-
50～99人	65	53 81.5	12 18.5	-	19 29.2	23	10	46 70.8	-
100人以上	62	60 96.8	2 3.2	-	36 58.1	100	30	25 40.3	1 1.6
令和2年 調査計	298	220 73.8	76 25.5	2 0.7	68 22.8	142	48	224 75.2	6 2.0
令和元年 調査計	293	217 74.1	74 25.3	1 0.3	60 20.5	130	59	229 78.2	4 1.4

2. 実施している対策

実施している対策は「相談窓口の設置」が60.0%で最も多い

実施している対策は「相談窓口の設置」が60.0%、「専門スタッフの設置」が49.5%、「定期健診における問診」が43.2%などで高くなっている。

労働者規模別にみると、「相談窓口の設置」における100人以上の割合は73.3%で最も高くなっている。

表33 メンタルヘルス対策の取組み（実施対策）

下段：%

区分	取組んでいる事業所	実施している対策（複数回答）								
		相談窓口の設置	専門スタッフの設置	定期健診における問診	職場環境の改善	従業者に対する教育研修、情報提供	管理監督者に対する教育研修、情報提供	事業所外の専門機関の活用	その他	無回答
調査計	220	132 60.0	109 49.5	95 43.2	76 34.5	82 37.3	65 29.5	58 26.4	24 10.9	-
建設業	23	12 52.2	9 39.1	12 52.2	8 34.8	8 34.8	7 30.4	6 26.1	3 13.0	-
製造業	52	36 69.2	29 55.8	24 46.2	18 34.6	21 40.4	17 32.7	16 30.8	1 1.9	-
卸・小売業	28	15 53.6	8 28.6	11 39.3	8 28.6	10 35.7	8 28.6	7 25.0	1 3.6	-
金融・保険	12	8 66.7	8 66.7	4 33.3	4 33.3	7 58.3	7 58.3	6 50.0	3 25.0	-
教育関係	5	4 80.0	1 20.0	-	3 60.0	3 60.0	-	1 20.0	1 20.0	-
運輸・通信・放送業	21	13 61.9	8 38.1	8 38.1	8 38.1	5 23.8	3 14.3	6 28.6	3 14.3	-
電気・ガス・水道業	4	3 75.0	3 75.0	4 100.0	2 50.0	2 50.0	2 50.0	2 50.0	-	-
サービス業	25	13 52.0	12 48.0	13 52.0	9 36.0	9 36.0	9 36.0	6 24.0	3 12.0	-
医療・福祉	39	25 64.1	25 64.1	16 41.0	12 30.8	11 28.2	9 23.1	6 15.4	7 17.9	-
その他	11	3 27.3	6 54.5	3 27.3	4 36.4	6 54.5	3 27.3	2 18.2	2 18.2	-
20～49人	107	50 46.7	38 35.5	49 45.8	37 34.6	32 29.9	28 26.2	27 25.2	11 10.3	-
50～99人	53	38 71.7	31 58.5	21 39.6	19 35.8	24 45.3	13 24.5	12 22.6	8 15.1	-
100人以上	60	44 73.3	40 66.7	25 41.7	20 33.3	26 43.3	24 40.0	19 31.7	5 8.3	-
令和2年調査計	220	129 58.6	103 46.8	104 47.3	73 33.2	70 31.8	59 26.8	67 30.5	27 12.3	-
令和元年調査計	217	131 60.4	96 44.2	107 49.3	68 31.3	77 35.5	62 28.6	52 24.0	25 11.5	-



3. 取組んでいない理由

取組んでいない理由は「専門スタッフがいない」が53.7%で最も多い

取組んでいない事業所の取組んでいない理由は、「専門スタッフがいない」が53.7%で最も多く、次いで、「取組みがわからない」の28.4%となっている。

労働者規模別にみると、20～49人における「専門スタッフがいない」の26事業所と「取組みがわからない」の14事業所がそれぞれ最も多くなっている。

表34 メンタルヘルス対策の取組み（取組んでいない理由）

下段：%

区分	取組んでいない事業所	取組んでいない理由						
		取組みがわからない	経費が掛かる	専門スタッフがいない	従業員の関心がない	必要性を感じない	その他	無回答
調査計	67	19 28.4	4 6.0	36 53.7	12 17.9	12 17.9	7 10.4	3 4.5
建設業	14	3 21.4	1 7.1	7 50.0	4 28.6	5 35.7	-	-
製造業	13	5 38.5	2 15.4	5 38.5	1 7.7	1 7.7	3 23.1	-
卸・小売業	14	5 35.7	-	8 57.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	-
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	1	-	-	1 100.0	-	-	-	-
運輸・通信・放送業	9	3 33.3	-	5 55.6	3 33.3	1 11.1	-	2 22.2
電気・ガス・水道業	1	-	-	-	-	-	1 100.0	-
サービス業	9	2 22.2	-	4 44.4	1 11.1	4 44.4	2 22.2	1 11.1
医療・福祉	5	1 20.0	1 20.0	5 100.0	2 40.0	-	-	-
その他	1	-	-	1 100.0	-	-	-	-
20～49人	53	14 26.4	3 5.7	26 49.1	10 18.9	12 22.6	5 9.4	2 3.8
50～99人	12	4 33.3	1 8.3	8 66.7	2 16.7	-	2 16.7	1 8.3
100人以上	2	1 50.0	-	2 100.0	-	-	-	-
令和2年調査計	76	23 30.3	7 9.2	34 44.7	16 21.1	16 21.1	8 10.5	4 5.3
令和元年調査計	74	31 41.9	3 4.1	30 40.5	8 10.8	19 25.7	5 6.8	1 1.4

## 別 添 資 料

# 令和3年度 福島市労働条件等実態調査票

(令和3年7月31日現在)

福島市商工観光部 産業雇用政策課 雇用促進係  
〒960-8601 福島市五老内町3番1号  
電話番号 024-515-7746

記入上の注意

- 太線で囲んだ部分が回答欄**です。数字で表示されている箇所は、該当する数字を○で囲み空白の箇所は、該当する事項又は数字を記入してください。
- 数字は算用数字で右づめて記入願います。**
- この調査でいう「制度」とは、労使協定、労働協約、就業規定等で明示されているものばかりでなく、**現在、慣行として行われているものを含まます。**なお、現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合は、**現在の慣行を「制度」とします。**
- 支店を含めず送付先の事業所のみで集計してください。
- 調査票は**令和3年11月30日（火）までに返送**してください。
- 福島県が実施した「令和3年労働条件等実態調査」にご回答された事業所におかれましては県の調査票回答のコピーを提出いただくことで本調査の回答に代えていただけます。

事業所の名称				No. _____
所在地				
記入者の氏名	所属部課名	TEL	-	-
※次回以降メールでの照会・回答を希望する場合（送付先アドレスをご記入ください。） @				

## I 労働形態

1. 主な業種はどれですか。番号にひとつだけ○を付けてください。

1 建設業	2 製造業	3 卸・小売業	4 金融・保険	5 教育関係
6 運輸・通信・放送業	7 電気・ガス・水道業	8 サービス業	9 医療・福祉	10 その他

2. 労働者数

(1) 貴事業所の労働者数について記入してください。

※**該当者がいない場合は、数字のゼロを記入**してください。

**19人以下の事業所は、以降の回答は不要です。**

区分	男性	女性	計	総合計
常用労働者	①+④ 人	②+⑤ 人	A=③+⑥ 人	A+B+C+D 人
正規の職員・従業員	① 人	② 人	③ =①+② 人	
嘱託・契約社員等	④ 人	⑤ 人	⑥ =④+⑤ 人	
臨時労働者	人	人	B 人	人
パートタイマー	人	人	C 人	
派遣労働者及び業務請負会社の社員	人	人	D 人	

(注)「常用労働者」とは、期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われる労働者。日々、又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、前2月にそれぞれ18日以上雇われた労働者。給与を支払う対象としている場合、役員等も常用労働者に含めます。

「正規の職員・従業員」とは、常用労働者のうち一般に「正社員・正職員」と呼ばれている労働者。

「上記以外」とは、常用労働者のうち正規の職員・従業員以外の労働者（「嘱託」、「契約社員」）。

「臨時労働者」とは、繁忙時に一時的に雇い入れられる労働者、あるいは季節的事業、その他短期の有期事業のために雇い入れられる労働者。

「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。

(2) 常用労働者（上記A）に関する職種別の内訳を記入ください。

区 分	男 性	女 性	計
事 務	人	人	人
販売・サービス	人	人	人
専 門 ・ 技 術	人	人	人
技 能 ・ 労 務	人	人	人
そ の 他	人	人	人
計	人	人	人

(注) 「事務」とは、事務に従事する労働者をいいます。

「販売・サービス」とは、商品・証券等の売買・保険外交等に従事する労働者及び個人に対するサービスの仕事に従事する労働者をいいます。

「専門・技術」とは、専門知識を応用し、技術的な業務・研究等に従事する労働者をいいます。

「技能・労務」とは、原材料の加工、各種機械器具の組み立て、修理、印刷、製本、建設作業等に従事する労働者。又は、鉄道・自動車・通信電話交換等で運転・操作に従事する労働者及び車掌・電話交換手等に従事する労働者をいいます。

### 3. パートタイマーの状況

(1) 正規職員と同じ仕事を行わせているパートタイマーはいますか。

1	い る	2	い ない
---	-----	---	------

(2) パートタイマーから正規の職員への転換制度等がありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

「2 ない」場合 →

1	検 討 して いる
2	検 討 して いない

### 4. 労働組合

労働組合はありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

## II 労働時間

※常用労働者数（I-2-(1)-A）を対象に記入してください。

### 1. 所定労働時間

通常の1日あたりの所定労働時間（休息、残業時間は含みません）

は何時間ですか。また、年間休日総数は何日ですか。

1日あたり  時間  分      年間休日総数  日

(注) 「所定労働時間」とは、就業規則等で定められた始業時刻から終業時間までの時間により、休憩時間を差し引いた労働時間をいいます。

「年間休日総数」とは週休日及び年末年始、特別休暇等の休日の合計日数をいいます。

### 2. 所定外労働時間

(1) 令和2年8月から令和3年7月までの1年間における一人平均の所定外労働時間は何時間ですか。（30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて記入してください。）

区 分	年間の所定外労働時間
男性平均 = $\frac{\text{男性の所定外労働時間の合計}(X)}{\text{常用労働者男性}(a)\text{の人数}}$	時間
女性平均 = $\frac{\text{女性の所定外労働時間の合計}(Y)}{\text{常用労働者女性}(b)\text{の人数}}$	時間
全体平均 = $\frac{(X) + (Y)}{(a) + (b)}$	時間

(注) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し休日出勤などの労働時間をいいます。

### Ⅲ 休暇制度 ※常用労働者数（Ⅰ-2-(1)-A）を対象に記入してください。

#### 1. 年次有給休暇

(1) 令和3年7月31日以前の最近の1年間の年次有給休暇の実績について、常用労働者一人あたりの平均日数を記入してください。

一人平均付与日数	一人平均繰越日数	一人平均取得日数
日	日	日

(注) 「付与日数」とは、労働者が当該休暇年度に新たに利用できる年次有給休暇（繰越分除く）日数です。  
 「繰越日数」とは、労働者が前年未使用分の年次有給休暇のうち、当該休暇年度に繰越できた日数です。（付与日数と繰越日数の合計が1年間に利用できる有給休暇の日数になります。）  
 「取得日数」とは、労働者が当該休暇年度内に実際に利用（消化）した日数です。  
 日数は、小数点以下を切り上げて整数で記入してください。

(2) 年次有給休暇の計画的付与制度がありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

#### 2. その他休暇制度

どのような休暇制度を設けていますか。

右の中からいくつでも選んでください。

**制度がある場合**、最高何日か記入してください。

**有給である場合**、“アイウエオ”にも○をつけてください。

1	リフレッシュ休暇	日	ア
2	ボランティア休暇	日	イ
3	研修のための休暇	日	ウ
4	配偶者出産休暇	日	エ
5	（その他の休暇）	日	オ

### Ⅳ 休業制度等 ※常用労働者数（Ⅰ-2-(1)-A）を対象に記入してください。

#### 1. 育児休業制度

常用労働者の育児休業制度について、該当するものに○をつけてください。

(1) 育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めている場合、育児休業制度の期間はどのくらいですか。

1	子が満1歳に達するまで	2	子が満2歳に達するまで
3	子が満3歳に達するまで	4	子が就学するまで

(2) 育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めている場合、育児休業中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額支給	2	一部支給	3	無給
---	------	---	------	---	----

(3) 育児休業制度利用者の状況について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

- ① 令和2年8月1日から令和3年7月31日までの出産者数（男性の場合は配偶者が出産した者の数）を記入してください。
- ② ①で該当した者のうち、令和3年7月31日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）を記入してください。
- ③ ②の開始者（申出者含む）の一人あたりの平均取得日数（少数未満は切り上げ）を記入してください。
- ④ ②の開始者（申出者含む）の取得日数の内訳を記入してください。

①	男性の該当者数			人	男性の取得者数			人	男性の平均取得日数			日
	女性の該当者数			人	女性の取得者数			人	女性の平均取得日数			日

④	取得日数	3ヶ月未満	3ヶ月～ 6ヶ月未満	6ヶ月～ 9ヶ月未満	9ヶ月～ 12ヶ月未満	12ヶ月～ 24ヶ月未満	24ヶ月以上
	男性の取得者数						
	女性の取得者数						

2. 育児短時間勤務制度等

(1) 育児短時間勤務制度等を、就業規則または労働協約上に定めていますか。  
 なお、定めている場合“アイウ”にも○をつけてください。

1	ア	満3歳に達するまで
	イ	就学するまで
	ウ	その他（
2	定めていない	

(注)「育児短時間勤務制度等」とは、乳幼児を有する労働者が育児休業を取得することなく就業しながら子を養育することを容易にするための何らかの措置をいいます。

(2) 育児短時間勤務制度等を**定めている場合**、右のどのような制度がありますか。  
**該当する番号全てに○をつけてください。**  
**※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。**

	定めている場合	男性	女性		
1	短時間勤務制度		人		人
	(平均短縮時間)		分		分
2	フレックスタイム制度		人		人
3	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		人		人
4	所定外労働の免除		人		人
5	事業所内託児の使用		人		人
6	育児に要する経費の援助措置		人		人
7	その他 ( )		人		人

また、令和2年8月1日から令和3年7月31日までに取得した人数を、男女別に記入してください。

(注)「短時間勤務制度」を利用した方については、平均短縮時間も記入してください。  
 また、同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人と計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください

### 3. 子の看護休暇制度

(1) 子の看護休暇制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。

1	定めている	2	定めていない
---	-------	---	--------

(2) 子の看護休暇制度の期間はどのくらいですか。

1	5日未満	2	5日	3	6日以上
---	------	---	----	---	------

(3) 子の看護休暇中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額支給	2	一部支給	3	無給
---	------	---	------	---	----

### 4. 介護休業制度

(1) 介護休業制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。

1	定めている	2	定めていない
---	-------	---	--------

(注)「**介護休業制度**」とは、従業員の家族、例えば高齢の父母等の介護のために、退職することなく連続休業が与えられる制度をいいます。

(2) 介護休業制度の期間はどのくらいですか。

1	93日	2	6ヶ月未満	3	6ヶ月以上
---	-----	---	-------	---	-------

(3) 介護休業中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額支給	2	一部支給	3	無給
---	------	---	------	---	----

(注) 社会保険料の本人負担分を会社が本人に代わって負担する場合は「一部支給」になります。

(4) 介護休業制度利用者の状況について記入してください。

※**該当者がいない場合は、数字のゼロを記入**してください。

男性		人	女性		人
----	--	---	----	--	---

(注) 令和2年8月1日から令和3年7月31日までに介護休業制度を利用した人数を記入してください。

## V 定年制

※**常用労働者数（I-2-(1)-A）**を対象に記入してください。

### 1. 定年制

(1) **定年制がある場合**、その形態と年齢について記入してください。

1	一律定年制	2	職種別定年制	3	その他（
---	-------	---	--------	---	------

歳	※左記へ定年の際の年齢を記入してください。（一律定年制の場合）
---	---------------------------------

(2) 定年制の特別扱いはありますか。

1	ある	2	ない
---	----	---	----

↓  
定年後の特別扱いが「1 ある」場合、どんな制度を利用していますか。  
利用している制度を選んでください。

1	再雇用制度のみ	2	勤務延長制度のみ	3	両者の併用
---	---------	---	----------	---	-------

## VI 退職金

※常用労働者数（Ⅰ-2-(1)-A）を対象に記入してください。

### 1. 正規の職員・従業員

(1) 退職金制度はありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

(2) 退職金制度がある場合、その形態について記入してください。

1	退職一時金制度のみ	2	退職年金制度のみ	3	両者の併用
4	両者のどちらか一方または両者を労働者が選択する				

(3) 退職金の支払い準備形態について、該当する番号全てに○をつけてください。

1	中小企業退職金共済制度	2	特定退職金共済制度	3	事業保険、福祉厚生保険など
4	社内準備	5	調整年金（厚生年金基金）	6	その他（ ）

(注)「特定退職金共済制度」とは、商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする公益法人などが、税務署長の承諾を受けて退職金共済事業を行うものをいいます。

「事業保険」とは、法人あるいは企業者が契約者となる保険で、内容は普通の個人が契約者となる養老保険と変わりませんが、従業員が10名以上、つまり契約が10本以上になると、それをひとまとめにして「事業保険」といいます。

「調整年金」とは、厚生労働大臣の許可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢年金基金制及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度のことで厚生年金基金制ともいいます。

「その他」には、退職一時金を会社が預かって本人の選択した支払い方法で年金払いをする社内預金型のもの等が含まれます。

(4) 退職金制度がある場合、記入してください。

1	拠出制	2	無拠出制
---	-----	---	------

(注)「拠出制」とは、労働者が掛金の全部または一部を負担することをいいます。

### 2. 非正規の職員・従業員

(1) 退職金制度はありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----



## Ⅶ 賃金制度 ※常用労働者数（I-2-(1)-A）を対象に記入してください。

### 1. 常用労働者の賃金

令和3年7月分の賃金、年数、年齢の総合計数について記入してください。

**※一人あたりの平均ではなく総合計数となります**のでご注意ください。

＜事務・販売・技術労働者＞ **※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。**

7月分の賃金支給対象 となった常用労働者数		賃金支払いの状況			労働者の状況	
		所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年齢
男性	人	千円	千円	千円	年	歳
女性	人	千円	千円	千円	年	歳

＜技能・労務労働者＞ **※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。**

7月分の賃金支給対象 となった常用労働者数		賃金支払いの状況			労働者の状況	
		所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年齢
男性	人	千円	千円	千円	年	歳
女性	人	千円	千円	千円	年	歳

(注)「**所定内賃金**」とは、就業規則や労使協定、労働協約等に定められた所定内の労働時間に対して支給される賃金（基本給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当等）をいいます。

「**所定外賃金**」とは、早出、残業、休日出勤など、所定外の労働時間に対して支給される賃金（時間外手当、休日勤務手当、超過勤務手当等）をいいます。

「**現金給与総額**」には、所定内賃金と所定外賃金の合計金額を記入してください。

「**勤続年数**」には、7月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計勤続年数を記入してください。

「**年齢**」には、7月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計年齢を記入してください。

金額の単位は千円とし、それ未満は四捨五入してください。

## Ⅷ 男女共同参画の状況

### 1. 女性の昇進・参画

(1) 令和3年7月末における**常用労働者のうち、男女別、年齢別の管理職の人数**について記入してください。

**※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。**

	係長相当職		課長相当職		部長相当職	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳未満	人	人	人	人	人	人
30～39歳	人	人	人	人	人	人
40～49歳	人	人	人	人	人	人
50～59歳	人	人	人	人	人	人
60歳以上	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

(注)「**管理職**」とは、事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断して下さい。

(2) 令和2年8月から令和3年7月における職務能力向上のための教育研修の参加延人数を、男女別及び職階別にご記入ください。

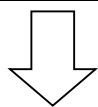
**※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。**

	管理職	一般		管理職	一般
男性	人	人	女性	人	人

## 2. 仕事と育児の両立支援

(1) 結婚、出産、育児等による退職者に対して、再雇用制度がありますか。

1	あ る	2	な い	3	検 討 中 である
---	-----	---	-----	---	-----------



**制度が「ある」場合**、令和2年8月から令和3年7月における利用人数を男女別・雇用形態別に記入してください。

**※該当者がいない場合は、数字のゼロ**を記入してください。

区 分	男 性	女 性
常 用 労 働 者	人	人
正規の職員・従業員	人	人
上 記 以 外	人	人
臨 時 労 働 者	人	人
パ ー ト タ イ マ ー	人	人

## 3. 職場環境

(1) 従業員にハラスメントの防止を周知していますか。

1	周 知 して いる	2	周 知 して いない
---	-----------	---	------------

(2) 職場内にハラスメント相談窓口を設置していますか。(複数回答可)

1	い る (男性相談員)	2	い る (女性相談員)	3	い ない
---	-------------	---	-------------	---	------

(3) **設置している場合**、令和2年8月から令和3年7月における相談件数を記入してください。

件
---

## Ⅹ 心の健康（メンタルヘルス）対策の取組状況

### 1. 心の健康（メンタルヘルス）対策

(1) 心の健康（メンタルヘルス）対策に取り組んでいますか。

1	取 り 組 ん で いる	2	取 り 組 ん で いない
---	--------------	---	---------------

(2) **取り組んでいる場合**、どのような対策を実施していますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1	相談窓口の設置	2	専門スタッフの配置 (産業医、カウンセラー等)	3	定期健康診断における問診
4	職場環境の改善	5	従業員に対する教育研修、 情報提供	6	管理監督者に対する 教育研修、情報提供
7	事業所外の専門機関の活用	8	その他（具体的に）		

(3) **取り組んでいない場合**、取り組んでいない理由は何ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1	取り組み方がわからない	2	経費がかかる	3	専門スタッフがない
4	従業員の関心がない	5	必要性を感じない		
6	その他（具体的に）				

(4) 令和2年8月から令和3年7月に、心の健康（メンタルヘルス）上の理由により、連続1ヶ月以上休業又は退職した従業員はいますか。

1	い る	2	い ない
---	-----	---	------

(5) **連続1ヶ月以上休業又は退職した従業員がいる場合**、それぞれ人数は何人でしたか。

休業者	人	退職者	人
-----	---	-----	---

以上で記入いただく事項は終了となります。ご協力いただきありがとうございました。

# 労働条件等実態調査報告書

令和4年3月

編集・発行：〒960-8601

福島市五老内町3番1号

福島市商工観光部産業雇用政策課雇用促進係

TEL：024-535-1111（代表）

TEL：024-515-7746（直通）

